

【基本目標1】安心してこどもを産み育てられる支援の充実

- <目指す姿>
- ・こどもが健やかに成長しています。
 - ・子育てをする親の不安や負担が軽減され、安心してこどもを産み育てることができています。

事業評価は、取組み概要について、次のA・B・Cの3段階で評価
「A(概ね達成:達成率90%以上)」
「B(目標の中間程度は達成:達成率50%以上90%未満)」
「C(目標の半分も達成できていない:達成率50%未満)」

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	主な事務事業	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	1	(1)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	不妊・不育症に悩む夫婦を支援するため、一般不妊治療費・特定不妊治療費と不育症の治療費を助成します。	こども家庭課	子どもを産み育てたいと希望する人	一般不妊治療費 特定不妊治療費の助成 不育症治療費の助成	一般不妊治療費144件、不育症治療費3件、特定不妊治療費98件の助成を行った。令和7年度治療開始分から全額自己負担となった治療も助成対象とした。	A	不妊治療費は、高額な自己負担が生じる。引き続き不妊治療の開始を検討している方に、情報を伝えていく必要がある。また、医療機関に対しても事業の周知を行っていく必要がある。	不妊治療の開始を検討している方に、情報が伝わるよう、医療機関への協力依頼も含め、引き続き周知を行う。
1	1	1	(2)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	妊娠期からの切れ目ない支援のスタートとして、母子健康手帳交付時に、必要な情報やサービスをサポートプランとして提示し、地域担当職員カードを手渡すことで、相談しやすい関係をつくります。	こども家庭課	妊婦	母子健康手帳交付時のサポートプランの提示・地域担当職員カードの手交	妊娠届出時に全妊婦に面接を実施。すべての妊婦や子育て家庭が、必要とする母子保健・子育て支援サービスを適切に選択して利用できるよう、制度内容及び地区担当者の周知を行った。	A	妊娠届出時の面談は、全数に専門職（保健師・助産師）が対応しており、母子保健サービスが全ての方に周知できる体制を整えている。	専門職による面談を継続し、相談しやすい関係を構築し、必要な方に支援を届ける。
1	1	1	(3)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	生後4か月までの乳児家庭に対して、全戸訪問を行い、疾病の早期発見と、育児不安に対するきめ細かい育児支援を図ります。	こども家庭課	生後4か月までの子どもと保護者	乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）	予防接種が始まる生後2か月頃を目標に、家庭訪問を行った（1,243人）。県外・市外に里帰りをしている方も、里帰り先の市町に依頼して、赤ちゃん訪問を実施した。	A	訪問率は、99.3%となっている。未訪問者は9人で、長期里帰り中の方4人と転入に伴い家庭訪問希望がなかった5人を除いて訪問することができた。	今後も引き続き、全戸訪問を行い、保護者や児の状態を把握し、必要な支援に繋いでいく。
1	1	1	(4)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	子育て経験者等のサポーターを派遣し、産前・産後の育児や家事の負担感の軽減を図ります。	こども家庭課	妊娠中または産後6か月までの母親（多胎の場合は1年以内）	産前・産後ママヘルパー派遣事業	妊産婦に対し、子育て経験者またはシニア世代等の産前・産後サポーターを派遣し、相談援助や必要な家事・育児の支援を行った。（823件）	A	令和5年度から初回利用料を無料とし利用しやすい環境づくりに取り組み、利用者・回数が増加した。令和4年度から広島県緊急補助金による自己負担金の半額制度は継続している中、適正な利用者負担の在り方を検討していく。産前・産後サポーターの増員が必要である。	制度が定着してきたこと等から、初回利用料の無料は令和8年度から中止した。広島県緊急補助金による負担半額は継続している。新規サポーターについては、訪問介護事業所に依頼をしていく必要がある。
1	1	1	(5)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	産後、心身ともに不安定になりやすい母親をサポートし、日帰り型、宿泊型及び訪問型産後ケアを行います。	こども家庭課	産婦とその乳児（兄弟を含む）	産後ケア事業（日帰り型・宿泊型・訪問型・集団教室型）	日帰り型：延497人、宿泊型：377日、日帰り型（集団）107人、訪問型53人の利用があった。初産婦・経産婦に関わらず、休息、育児相談、授乳相談が主であった。	A	令和6年度から宿泊型の利用要件を緩和し、生後4か月までは休息目的での利用を可能としたことにより、利用者が増加している。日帰り型（集団）産後ケアを除き、いずれの産後ケア事業も利用者が増加している。	制度が定着してきたこと等から、初回利用料の無料は令和8年度から中止した。広島県緊急補助金による負担半額は継続している。引き続き実施場所の確保を行い、受け入れ体制の拡大を行う。
1	1	1	(6)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病の早期発見や育児不安の解消を行います。	こども家庭課	妊婦・産婦・乳幼児	乳幼児健康診査	妊産婦並びに乳幼児の健康の保持、産後、乳児期・幼児期にかけて、各健康診査を実施した。（妊婦健診18,963件、産婦健診2,454件、乳児健診1,377件）	A	妊娠期や産褥期、乳幼児の発達段階に応じた健康診査を実施した。就学前に子どもの特性を早期に把握し、必要な支援につなげていく必要がある。	就学前に子どもの得意なことや苦手なことを把握し、安心して就学を迎えることができるよう、令和8年度から新しく年中児を対象とした5歳児健康診査を二段階方式で実施する。
1	1	1	(7)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	生後8か月前後の「親子でブックデビュー」の実施に加え、妊娠後期と生後3・4か月の面談・育児支援品の配布を実施し、月齢に応じた伴走型相談支援を行います。	こども家庭課	妊婦、生後3・4か月、生後8か月前後の乳児及びその保護者	妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） 妊婦のための支援給付ブックデビュー	妊娠届出時から複数回の面談を行い、妊婦や子育て家庭に寄り添い、関係機関と情報共有しながら相談支援を行った。（面談率：妊娠後期83.5%、生後4か月児96.6%、生後8か月児84.7%）	A	伴走型相談支援の面談時にサポートプランを新規で作成する件数が増加しており、面談がタイムリーな状況把握に繋がっており、産後ケア等必要なサービスや担当フォローに結びつけることができた。	支援が必要な妊産婦や乳児の把握に繋がるよう、継続実施を行う。妊婦のための支援給付は、望まない妊娠などにより中絶した方も対象となることから、必要に応じて個別に相談に応じる。
1	1	1	(8)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	低出生体重児や未熟児など育児不安の大きい家庭の支援として、小児科医師や理学療法士等による発達相談会を実施するとともに、参加者の交流を行います。	こども家庭課	乳幼児及びその保護者	発達相談会	2か月に1回、小児科医師や理学療法士、栄養士、保健師による相談会を実施した。（参加組数34組）また、2か月に1回交流会を開催し、10組21人の参加があった。	A	医師や理学療法士、栄養士、保健師が関わることで、専門職の視点で総合的に児の発育をみることができている。また、同じ悩みを持つ保護者同士の交流の場「てくてく」を開催している。	今後も、長期間のフォローアップが必要な児について適切な発達の支援や、保護者の育児不安に対する支援を行う。
1	1	1	(9)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	乳幼児健診の未受診家庭や乳幼児と保護者の心身の健康に関して支援が必要な家庭を訪問し、支援を行います。	こども家庭課	乳幼児健診の未受診者	健診未受診者把握事業	乳幼児健診の未受診家庭を把握し、電話や家庭訪問による受診勧奨や、乳幼児や保護者の心身の健康に関する支援を行った。	A	適切な年齢に健診を受診することができるよう、保育施設等と連携し、受診の勧奨を行った。健診未受診者には家庭訪問を行い、状況把握を行った。	適切な年齢に受診してもらうよう、電話や家庭訪問、入所先の保育施設と連携をとりながら、引き続き受診勧奨を行う。
1	1	1	(10)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	多胎育児家庭の自宅等へサポーターを派遣し、外出時や日常の育児に関するサポートを行います。	こども家庭課	2歳までの多胎児を子育て中の家族	多胎産婦サポーター派遣事業	健診や予防接種、地域子育て支援センターへの同行、離乳食やお風呂の介助、多胎育児に関する相談に対応した。（利用者10人、利用回数50回）	A	外出や育児のサポートを必要とする方に、サポーターの派遣を行ったが多胎児を育てる方、全ての利用にはつながっていない。	家族以外からの子育てのサポートを得ることについて、妊娠期から説明を行い、必要な方が利用できるように支援を行う。
1	1	1	(11)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	乳幼児健診の結果、経過観察となった乳幼児等に、子育て支援拠点において健診事後親子教室や健診事後教室を実施するとともに、心理相談員による個別相談を実施します。	こども家庭課	乳幼児健診で経過観察となった乳幼児とその保護者	健診事後親子教室 健診事後教室	健診事後親子教室は、子育て支援拠点4か所において実施。（46回延172人）健診事後教室は、パオパオくらぶ（15回延74人）すてっぷ教室（6回延16人）を行った。	A	健診後、精神発達面で経過観察が必要とされた幼児と保護者を対象に、遊びや他児との関わりをとおして子どもの成長を促す取組みを行い、入園先への連携が必要な児には、つなぎを行った。	令和8年度から5歳児健診を実施することや、入園児の低年齢化、育休退園の廃止に伴い、利用者数が減少することが考えられる。今後も必要な方に教室の利用を促していく。
1	1	1	(12)	妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	マタニティ教室、ワーキングマタニティ教室、パパママ教室、育児相談・育児教室、さらに父親向けの育児教室などを開催し、育児不安の軽減を図ります。	こども家庭課	妊娠中の夫婦、子育て中の家族等	・マタニティ教室 ・パパママ教室 ・育児教室ほか	妊娠期から子育て期にかけて、テーマを設けて教室や相談会を開催した。	A	妊娠期の教室は、こども家庭課に加え地域で小さくサポートにおいても実施している。育児相談も、地域で小さくサポートで実施し、身近な場所で相談ができる体制を整えた。	今年度も継続して実施していく。地域で小さくサポートで実施する教室には、父親などの育児参加を促す内容を実施していく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	主な事務事業	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
1	1	2	(1)	母子保健情報のデジタル化	母子保健情報のデジタル化を進め、妊娠期から子育て期の予約等の充実や母子の健康状態を把握します。	こども家庭課	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	母子保健情報のデジタル化	母子保健事業の予約のデジタル化を行うほか、健診の保護者からの問診票回答はWebとしている。	A	予約や問診票の回答など、母子保健情報のデジタル化を進めている。	予約や変更が24時間可能となっている現在の実施方法を継続して行うことで、市民の利便性の向上を図る。
1	1	3	(1)	子育て支援拠点の整備	母子保健機能を兼ね備えた子育て世代が集いやすい拠点（地域すくすくサポート等）を確保します。また、その拠点への母子保健コーディネーター常駐を充実します。	こども家庭課	妊娠期から子育て期間中の母子及びその家族	子育て支援拠点の整備	こども家庭課に基幹型すくすくサポート、10の日常生活圏域に、12の地域すくすくサポートを設置し、市民の身近な場所で相談ができる体制を整えた。	A	身近な場所に、子育て世代が集いやすい場を設置することができた。母子保健コーディネーターの配置は4か所となっており、他の圏域はこども家庭課から巡回している。	母子保健コーディネーターの配置箇所を増やし、母子保健分野の相談が常時できる体制を増やしていく。
1	1	4	(1)	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受け入れ施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭等の児童	・子育て短期支援事業 ・里親制度	保護者が疾病や仕事等の理由により養育困難となった家庭の児童を一時的に実施施設や里親で預かった。（ショートステイ：27人、延108日、トワイライトステイ：利用なし）里親ショートステイについては事前に里親と利用者のマッチングを行い、安心して利用できるように取組んでいる。	A	育児疲れや育児不安などによる身体上または精神上的の理由などによる利用者・利用日数が令和6年度と比較すると約2倍となっており、養護施設や里親の受け入れ体制について拡大を図る必要がある。	養護施設等の委託先の追加を検討する。里親制度について県や里親支援センターと連携しながら普及啓発を継続して行い、里親の委託先を増やしていく。
1	1	5	(1)	子育て情報提供体制の強化	市民ポータルサイト等を活用し、必要な人へ、必要な時に、必要な情報を届けます。	こども家庭課	妊娠中・子育て世帯	市民ポータルサイトによる情報発信	市民ポータルサイトの登録者数は8,293人对象者の89.1%が登録している。イベントやお出かけ情報を発信したり、手続きのデジタル化を行った。	A	市民ポータルサイトを活用した情報発信を行っており、引き続き、子育て情報を発信するほか、乳幼児健診の問診などをWebで行うことができている。	引き続き。市民ポータルサイトの活用を行い、情報発信や母子保健事業の予約をWebで行えるようにする。
1	1	6	(1)	思春期健康教育	産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。	こども家庭課	中学生・高校生・大学生等	思春期健康教育	市内の中・大学・日本語学校において、年代に応じた内容を実施。（中学校7校、高校1校、大学1校、日本語学校2校で実施）個別の健康教育を親子1組に行った。	A	中学校校長会で取り組みを説明したことにより、中学校の実施校数が3校から7校に増加した。思春期教育が少しずつ浸透してきている。	令和8年度は12校で実施予定。今後も学校等への丁寧な説明により、実施校を増やしていく。
1	2	7	(1)	妊婦やこどもに関する医療体制の充実	産科・周産期医療、小児医療の充実を図るため、産婦人科・小児科等の医師が診察しやすい環境整備を支援するほか、広島大学寄附講座の継続設置等、大学連携等により医師の確保に努めます。	医療保健課	産科医及び小児科医等	・産科医等確保支援事業補助金 ・小児救急医療支援事業補助金	産科医等の確保のための補助金を交付した。また、広島大学に寄附講座を設置し、小児科医・産婦人科医を2名ずつ確保した。	A	小児科医や産婦人科医が慢性的に不足している。	広島大学の寄附講座を継続して設置し、小児科医・産婦人科医を確保する。
1	2	7	(2)	妊婦やこどもに関する医療体制の充実	休日夜間の初期救急患者等のために、医師会、広島大学、東広島医療センター等、各関係機関と連携し、救急医療体制の充実を図ります。	医療保健課	市内開業医等	・休日診療所運営 ・在宅当番医制運営事業	小児救急、小児科当番医に係る空白日数を減らす取り組みを行った。（実績：空白日数0日）	A	小児科医が慢性的に不足している。	広島大学や東広島医療センター等に医師の派遣を要請する。
1	2	8	(1)	適正な医療機関の受診についての啓発	こどもの保護者に対して、適正な医療機関の受診について啓発するとともに、「こどもの医療電話相談（＃8000）」や、小児が受診可能な医療機関情報を周知します。	医療保健課	乳幼児の保護者等	・チラシの配布等による普及啓発	母子健康手帳交付時や乳幼児医療受給者証送付時に啓発した。（＃8000電話相談件数：1,616件）	A	医療機関を受診する患者数が延びてきており、あらゆる機会を通じて広く適正受診の啓発が必要である。	各種保健事業や広報紙、SNS等のあらゆる手段により、適正受診の啓発を行う。
1	2	9	(1)	こどもの病気の予防	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。	医療保健課	乳幼児・児童・生徒	乳幼児等予防接種	感染症の発生予防及び流行抑制を図り、また、集団免疫を獲得するため、予防接種事業を実施した。	A	予防接種機会の確保と、接種率の向上について継続的に取り組む必要がある。	市外（県内）の医療機関において接種ができるように広域予防接種事業に参加しているほか、個別通知の発送や、SNS等による周知を行う。
1	3	10	(1)	こども医療費、児童手当の支給	こども医療費公費負担、児童手当の支給などにより、子育てに関する経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課	18歳の年度末までのこども及びその保護者	・こども医療費支給 ・児童手当支給	高校3年生相当までのこどもを養育する保護者に対してこども医療費及び児童手当の支給を行った。	A	こども医療費について、東広島市では18歳まで年齢を拡大し、所得制限も廃止しているが、依然として自治体間で助成制度のサービス水準に格差が生じている。	引き続き、自治体の規模や財政状況等で格差が生じないよう国県へ提案を行うとともに、適正な手当等の支給を実施していく。
1	3	11	(1)	妊産婦健康診査等や乳幼児健診の費用助成	すべての妊婦及び乳幼児が、必要な健診を受けることができるよう、妊産婦健康診査及び乳幼児健診の費用を助成します。また、低所得の妊婦に対して初回産科受診支援を行います。	こども家庭課	妊婦・乳幼児	・妊産婦健診 ・乳幼児健診	妊婦健診14回（多胎は5回追加）、産婦健診2回、乳幼児健診6回を無料で実施した。多胎妊婦に対する助成拡大や低所得妊婦の初回受診料の助成を実施した。	A	引き続き、健診の費用助成を行い、健康管理を行っていく必要がある。乳児期の健診回数を増やしたことで、生後6か月から1歳未満で使用できるチケットの利用が減少している。	令和8年度から5歳児健診を実施することで、幼児期の健診を健診を1回追加し、就学に向けて切れ目のない健診体制の充実を図る。乳児後期の健診の機会を増やすよう啓発を行う。
1	3	12	(1)	予防接種の費用助成	定期予防接種及び任意予防接種（一部）の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。 【1-2-9再掲】	医療保健課	乳幼児・児童・生徒	乳幼児等予防接種	感染症の発生予防及び流行抑制を図り、また、集団免疫を獲得するため、予防接種事業を実施した。	A	予防接種機会の確保と、接種率の向上について継続的に取り組む必要がある。	市外（県内）の医療機関において接種ができるように広域予防接種事業に参加しているほか、個別通知の発送や、SNS等による周知を行う。
1	3	13	(1)	育児用品等の支給	妊娠後期における育児準備品・子育て用品の支給や、2歳未満の乳幼児に対する紙おむつの排出に使用するごみ指定袋の現物給付を行います。	こども家庭課 廃棄物対策課	妊婦、生後3・4か月、生後8か月前後の乳児とその保護者及び2歳未満の乳幼児を子育て中の家庭	育児準備品等の支給 妊婦のための支援給付 ごみ指定袋の直接交付による負担軽減	【こども家庭課】 育児準備品や妊婦のための支援給付等を行った。 【廃棄物対策課】 市内に住所を有する2歳未満の乳幼児の養育者に対して、紙おむつの排出に利用するごみ指定袋を現物支給した。	A	【こども家庭課】 妊娠期から子育て期にかけて、育児支援品や妊婦のための支援給付対象となる方が受給できるよう周知を行っていく必要がある。 【廃棄物対策課】 乳幼児の養育者を対象としたごみ指定袋の交付件数が1,388件で、希望者に対して円滑に交付することができた。	【こども家庭課】 未利用者には、個別通知による勧奨を行ったり、面談の機会に周知を継続して行う。 【廃棄物対策課】 引続き、チラシの配布、ホームページの更新、市民課等との連携により、出生・転入の届出をした方への周知の徹底を行う。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

【基本目標2】社会的な支援が必要なこども・若者への支援の充実

＜目指す姿＞
・社会的な支援が必要なこども・若者と家庭が、必要な支援につながり、安心して生活を送ることができています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	14	(1)	児童虐待の予防	ペアレント・トレーニングを開催し、子育てに悩みを持つ親、支援が必要な保護者等を対象として、養育能力の向上、孤立感の軽減、自尊感情の回復等を図ります。また、専門職が連携し、継続的なアプローチに努めます。	こども家庭課	要支援家庭等	ファシリテータによるペアレントトレーニングプログラムの実施	要支援保護者を対象とした講座を3期（1クール4回）開催し、計7名参加。小学生保護者を対象とした講座を1クール2回開催し、計10名が参加。思春期保護者を対象とした講座を1クール2回開催し、計10名が参加。	A	要保護・要支援世帯は、子どもとの関わり方や子育てに悩み不安を抱えている場合が多いことから、保護者に対し講義やグループワーク、ロールプレイを行い、親子間の適切な関係性の構築を図った。	子どもの年代別に保護者の悩みも変化することから、年代ごとの講座を今後も継続開催していく。
2	1	14	(2)	児童虐待の予防	親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）を実施し、第1子（0歳児）を育てている母親を対象として、親子の絆づくり、母親同士の仲間づくり、子育てに必要な知識の習得を目的とした場を提供します。また、要望の増加に応じて、ファシリテーターの養成や受講率の向上を図ります。	こども家庭課	生後2から5か月の乳児と母親（第1子に限る）	BPファシリテータによる児童虐待予防講座の実施	ファシリテータを養成するとともに第1子の赤ちゃんを育てているお母さんと生後2～5か月の児を対象に、「BPプログラム：親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた”」を開催した。（22回188組）	A	児童虐待の一次予防として実施しており、第1子出産された方の3分の1の方が参加している。児童虐待の一次予防の効果も高く、参加希望者も多いため、ファシリテーターを増やす必要がある。	第1子の赤ちゃんを育てている母親が受講できるように、赤ちゃん訪問などで周知や勧奨を引き続き行う。また、継続実施のため、一部の子育て支援拠点にファシリテーターの資格取得・更新と事業の実施について委託を行う。
2	1	14	(3)	児童虐待の予防	市独自のプログラムである「にこにこプログラム（第2子を持つ親子を対象とした子育て支援プログラム）」を地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で、ファシリテーターの養成や類似の教室等、開催が所の充実を図りながら実施します。	こども家庭課	第2子をもつ母親と子	にこにこプログラム（児童虐待予防講座）の実施	二人の子どもを育てている母親を対象に、育児について困ったことを気兼ねなく聞き合い教え合える、参加者中心型の「東広島市にこにこプログラム」を開催した。（2か所12組参加 1クール4回）また、類似プログラムを1か所の子育て支援拠点で取り組んでいる。	A	子育て支援拠点において、類似のプログラムに取り組んでいる所が増えている。	ファシリテーターの養成と、類似の教室等、開催場所や回数を増やしていく。
2	1	15	(1)	児童虐待の防止・早期発見	要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）を運営し、医療・保健・教育・警察など地域の関係機関の連携強化により児童虐待の早期発見・早期解決を図るとともに、再発防止に努めます。また、ケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行います。	こども家庭課	要保護児童等	関係機関とのネットワークの強化及び情報共有を目的とした協議会の開催	要保護児童対策地域協議会に係る代表者会議を計2回、実務者会議を計4回、個別ケース会議を54回開催した。	A	関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期解決・再発防止が必要である。	関係機関とより一層の連携を行い、適切なタイミングでの情報連携、及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。
2	1	15	(2)	児童虐待の防止・早期発見	専門職との連携を図りながらこども家庭センターの機能を充実し、専門的な相談対応や訪問による継続的な支援を強化するとともに、一人ひとりに応じたサポートプランを作成し手交します。	こども家庭課	子育て家庭等	こども家庭センター業務	定例ミーティングを開催するなど、専門職の連携による総合的な支援を行った。特にきめ細やかなフォローが必要な方には、サポートプランを作成し支援を行った。（ハイリスク・要フォロー・特定妊婦289人、子育て期364人）	A	対象者と一緒にサポートプランを作成し、寄り添い支援を行う。また、ハード面やソフト面における支援体制の充実により、拠点機能の更なる充実を図る必要がある。	専門職の連携による総合的な支援を継続しながら、こども家庭センターの機能について整理を行う。学齢期のサポートプランについて、児童生徒と面談する際に作成を行っていく。
2	1	15	(3)	児童虐待の防止・早期発見	思いがけない妊娠に悩む妊婦への支援として、相談窓口を周知するとともに、個別相談に対応します。	こども家庭課	妊婦	相談窓口の周知、個別相談	思いがけない妊娠に悩む方の相談先が分かるよう、ホームページに相談先を掲載した。また、望まない妊娠への相談対応を行うため、「ひがしひろしま妊娠ほっとライン」啓発ステッカーやカードを作成した。	A	思いがけない妊娠に悩む方を確実に支援につなげるため、相談窓口の周知が必要である。	引き続き相談窓口の周知を行い、新たに大学やドラッグストアに啓発ステッカーやカードを配置する。相談対応は、保健師・助産師が個別対応を行う。
2	1	15	(4)	児童虐待の防止・早期発見	養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。	こども家庭課	要支援家庭等	保健師等による要支援者家庭訪問	ハイリスク妊婦や特定妊婦、産後うつ等の家庭を訪問し、育児不安や育児負担のある方や発達の問題がある児、児童虐待の疑いがある世帯への対応を行った。（810件）	A	ハイリスク妊婦や特定妊婦は、令和6年度から68人増えており、継続支援が必要な方が年々増加している。各々の家族状況に合わせた支援を行う必要がある。	支援が必要な家族について、引き続き家庭訪問や電話訪問を行い、サポートプランの作成や見直しを行いながら、寄り添い支援を行っていく。
2	1	15	(5)	児童虐待の防止・早期発見	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受入施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【1-1-4再掲】	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・子育て短期支援事業 ・里親制度	保護者が疾病や仕事等の理由により養育困難となった家庭の児童を一時的に実施施設や里親で預かった。（ショートステイ：27人、延108日、トワイライトステイ：利用なし）里親ショートステイについては事前に里親と利用者のマッチングを行い、安心して利用できるように取組んでいる。	A	育児疲れや育児不安などによる身体上または精神上の理由などによる利用者・利用日数が令和6年度と比較すると約2倍となっており、養護施設や里親の受け入れ体制について拡大を図る必要がある。	養護施設等の委託先の追加を検討する。里親制度について県や里親支援センターと連携しながら普及啓発を継続して行い、里親の委託先を増やしていく。
2	1	15	(6)	児童虐待の防止・早期発見	虐待予防の観点から、子育てに対して不安や孤立感等を抱えている世帯にヘルパーを派遣し、子育てに関する情報の提供や家事、養育に関する支援を行います。	こども家庭課	要支援家庭等	子育て世帯訪問支援事業	世帯にヘルパーを派遣し、家事に関する援助（調理・洗濯等）や家庭内での育児に関する具体的な援助（養育、入浴、食事、排せつ等）を行った。（新規8世帯延16世帯、計124回）	A	自ら積極的に支援を求めていくことが困難な状況にある母親（育児ストレスや産後うつ、精神疾患、若年妊娠等）が増えており、定期的な子育てヘルパーの派遣により家庭養育力の向上を図ることができている。	子育てに対して不安や孤立感等を抱えている世帯にとって本事業は有効であり、委託先の子育てヘルパーと連携を取りながら支援を継続していく。
2	1	15	(7)	児童虐待の防止・早期発見	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせて啓発活動を行うとともに、児童虐待防止講座等により、児童虐待の防止に資する取組みを積極的に行います。	こども家庭課	市民	ポスター、リーフレット、啓発グッズ等の作成及び配布、啓発イベント等の開催	11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に合わせ、要保護児童対策地域協議会構成機関や団体を中心に、ポスター・リーフレット・啓発グッズの配布や掲示を依頼した。そのほか、児童に関わる機関・団体の会議等において、児童虐待・DVに係る啓発活動や出前講座を行った。	A	保育施設には毎年、児童虐待についての講座を開催し周知や対応を確認している。また、DV防止のために継続的に啓発活動を行っていく必要がある。	引き続き、関係機関との連携や出前講座などにより、啓発活動を行っていく。
2	1	16	(1)	DV被害者の支援	DV（配偶者等からの暴力）被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるための支援をします。	こども家庭課	DV被害者等	DV被害者からの相談対応及び母子生活支援施設への入所措置支援	配偶者暴力相談支援センターで、73件の相談を受けた。また、困難な問題を抱える母子2世帯について、母子生活支援施設への入所措置を行った。	A	配偶者暴力相談支援センターへの相談は、30代が34.2%、20代が19.2%となっており、子育て世代の相談が多い。センター設置により、DV証明が市役所で発行可能となり、相談者の負担が減った。	引き続き、女性相談支援員を中心に相談者に寄り添った支援を行う。また、庁内の相談受付期間と情報交換を行い、連携を取りながら支援を行っていく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	1	17	(1)	人権教育・啓発の推進	児童虐待やいじめ等、こどもの人権に関する問題の解決に向けて、学校における人権教育を推進します。	指導課	小中学校	道徳教育推進リーダー研修の実施	市内全小・中学校の道徳教育推進教師を対象に、道徳教育推進リーダー研修を2回実施し、道徳教育の充実を図ることで、人権教育の推進につなげた。	A	道徳科の授業力の向上に取り組むことはできたが、道徳科の授業が教科書の内容理解やその場限りの話し合いにとどまり、学んだ価値が児童生徒の生活や行動につなげにくい状況が見られる。	児童生徒が道徳科で学んだ人権に関する価値を、学校生活や日常の行動の中で実践できる授業づくりを進めるため、研修内容及び学校への指導・助言の充実を図る。
2	1	17	(2)	人権教育・啓発の推進	こどもに身近な存在である保育士や教職員等に対して、こどもの権利条約の趣旨や内容、こども・若者が権利の主体であることを周知します。また、体罰や不適切な指導が起こらないよう、研修等を行います。	保育課 指導課	保育士 教職員	保育士・教職員への研修の実施	【保育課】 年に1回、各施設において人権に関する研修を実施した。また、人権擁護チェックリストを活用して職員の行動を振り返るとともに、新たに子どもの人権に関する3つの行動目標を設定し、日常の保育の中で意識して実践した。さらに、定期的に振り返りを行うことで取組の定着を図った。 【指導課】 市内全小・中学校の生徒指導主事等を対象に、生徒指導主事等研修を1回実施し、不適切な指導の防止につながる研修を実施した。	A	【保育課】 研修及びチェックリストの取組の固定化や人権意識の差が生じているため、研修の振り返りを通じて、職員の意識や行動の改善につなげる必要がある。 【指導課】 児童生徒理解を基盤とした生徒指導体制を推進するとともに、不適切な指導の防止につなげるための研修を実施することができた。引き続き、不適切な指導の防止のための体制づくりや研修等を実施する必要がある。	【保育課】各園において人権に関する課題に応じた目標を設定し、職員間で問題意識を共有するとともに、目標に基づく実践と振り返りを継続的に行う。また、研修の実施や人権擁護チェックリストの活用を通じて、人権意識の向上と保育の質の向上につなげる。 【指導課】 今年度も、生徒指導主事等研修において、不適切な指導の防止についての内容を実施し、各校での不適切な指導の未然防止を図る。
2	1	17	(3)	人権教育・啓発の推進	広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバルの実施	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催で「こどもまんなかアクション」リレーションポジウムin東広島として開催（会場参加者400人。アーカイブ視聴850回）。人権フェスティバルは、「インターネットと人権」をテーマに開催した。（来場者150人）	A	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催し、より魅力のある研修会が実施できた。	人権教育・人権啓発指導者研修会は、R8年度からはオンライン形式で実施。人権フェスティバルは「こどもの人権を守ろう」をテーマに実施予定。
2	1	17	(4)	子育て相談支援体制の強化	母子保健機能と児童福祉機能の専門性を活かすよう、合同ケース会議を開催し、一体的な支援を実施します。	こども家庭課	子育て家庭等	こども家庭センターの運営	令和6年度からこども家庭センターを設置し、週に1回合同ケース会議を開催し、両機能が連携し一体的な支援ができるように業務を行った。	B	相談ケースが増加傾向にあり、児童虐待対応を頻回に行う世帯がある。再発防止に向けた伴走支援が必要であるが、相談員の人数も限られており、支援が行き届いていない。	児童福祉機能の部門に新たに保健師を配置し、乳幼児期から就学後も相談支援ができる体制を築いていく。
2	1	18	(1)	子育て相談体制の強化	こども家庭センターを中心として、子育てや家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDV、ダブルケア等への対応を行います。	こども家庭課	子育て家庭等	児童虐待やDV被害者への相談対応	関係機関との連携により、子育て家庭を取り巻く様々な問題に関する相談、児童虐待やDVへの対応を行った。	A	関係機関の連携強化による児童虐待やDVの早期発見・早期対応・再発防止が必要である。	関係機関とより一層の連携を行い、適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。
2	1	18	(2)	子育て相談体制の強化	学校や保育所等関係機関担当者との顔の見える関係性を築き、気になるこども・家庭があった場合に速やかに連携がとれる体制を構築します。	こども家庭課	関係機関担当者	学校・児童虐待関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が当該児童に関する考え方を共有するとともに、適切な連携の下で対応した。	A	関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止が必要である。	関係機関とより一層の連携を行い、適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。
2	1	18	(3)	子育て相談体制の強化	子育てに関する地域資源の把握や新たな担い手の発掘・育成、地域資源の開拓を行い、子育て家庭へ必要な支援を提供できる体制を整備します。	こども家庭課	地域・子育て家庭等	子育てに関する地域資源の把握、開拓 担い手の発掘、育成	地域の社会資源を集め、各地域すくすくサポートで活用した。また、圏域ごとに実施しているコアネットワーク会議に出席し、地域の関係機関と顔なじみの関係になるように取り組んだ。	A	子育て支援の社会資源マップを各地域すくすくサポート毎に整備することができた。引き続き、地域の社会資源を把握していく。	地域の社会資源の把握を行い、必要な資源がない場合は、担い手の発掘や地域資源の開拓を行っていく。
2	1	18	(4)	子育て相談体制の強化	家庭児童相談及びDV対応を担当する職員等が専門的知識及び技術の向上を図るため研修を受講し、専門的見地から対応できる人材の確保を図ります。	こども家庭課	虐待対応専門員等	・専門機関や学識経験者が行う専門的研修の受講 ・専門家によるスーパーバイズ	新規職員を対象とした研修体系を構築し、実施した。また家庭相談員・女性相談支援員など職員を対象とした専門職を講師とした研修会を計4回開催した。（研修内容：発達障がい、DVの仕組みと支援、メンタルヘル스에課題のある家庭への支援ほか）	A	児童虐待やDV相談に対応するため、相談員の更なるスキル向上が必要であり、各分野の専門職による研修会実施した。また、庁内の関係部署の職員にも声をかけ一緒に研修を受講した。	引き続き、専門的な研修を受講するとともに、スーパーバイズが必要なケースについて、専門職を交えたケース検討を実施する。
2	2	19	(1)	発達障がい等、障がいのあるこども・若者や親への支援	発達障がいのあるこどもや親に対して、発達障がいの専門医療機関の紹介や相談窓口の周知を行います。また、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、相談員の確保や相談機会の充実など体制を強化し、発達障がいのあるこどもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、幼稚園、保育所（園）、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるよう、保護者等の不安の解消や学校側の体制整備支援等、バックアップを行います。	障がい福祉課 こども家庭課 指導課	市内に居住する障がい（児）者 発達障がいと疑われる子どもと保護者	・「発達障がい支援学習会」（はあとふる主催） ・はあとふるにおける各ライフステージや障がい特性に応じた相談の実施 ・乳幼児健診後の個別相談や健診事後教室の実施 ・保育園等巡回相談 ・就学ガイダンスの実施、特別支援教育コーディネーター研修の実施等	【障がい福祉課】 ・子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）において、自立支援協議会及び関係機関と連携し、各ライフステージや特性に応じた相談を実施した。また保育所等巡回相談を36施設において203名実施した。 ・「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」を実施し、学校生活や進路の選択等について説明（指導課）し、ペアレントメンターとおはなしブースを設けた。 【こども家庭課】 健診事後親子教室は、子育て支援拠点4か所において実施した。（46回延172人）健診事後教室は、パオパオくらぶ（20回74人）すてっぷ教室（6回16人）を行った。個別相談は、延439件行った。保育園等巡回相談をはあとふるが実施する事前資料として、健診結果を共有した。また巡回相談の結果も共有した。 【指導課】 「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」において就学ガイダンスを実施するとともに、特別支援教育に関する理解啓発を目的としたリーフレットを作成し、ホームページに掲載した。 また、小・中学校で特別支援教育コーディネーターを務める教職員や、特別支援教育に関わる教職員を対象に年3回の研修を実施した。併せて、全教職員を対象に、特別支援教育への理解を深めるための研修を行った。	B	【障がい福祉課】 保育所等巡回相談後に必要な医療・療育・相談支援に繋がりにくい現状があることから対象を見直す必要がある。 【こども家庭課】 健診後、精神発達面で経過観察児と保護者を対象に、他児との関わりをとおして子どもの成長を促す教室を実施した。心理相談員による個別相談を行い、入園児の低年齢化、育休退園の廃止に伴い、健診事後教室の利用者数が減少することが考えられる。 【指導課】 就学した児童生徒を対象に、小・中学校における合理的配慮の充実及び支援体制の構築を、引き続き行っていく必要がある。また、5歳児健診の開始に伴い、幼保小連携の充実等により、障がいについて早期に相談できる体制を整備していく必要がある。	【障がい福祉課】 保育所等巡回相談は、5歳児健診後に園連携が必要な児を対象とする。 なお、園訪問については、保護者の同意を得ながら、相談後に必要となる医療、療育、相談支援へ適切につなげられるよう、継続的な支援を行う。 【こども家庭課】 今後も支援が必要な方に教室を案内するとともに、関係部局と連携し、切れ目のない伴走支援をしていく。 【指導課】 「子どもの発達が気になるお父さん・お母さんの勉強会」の開催を年2回に増やし、年中児の保護者が参加しやすい体制を整える。また、特別支援教育理解啓発リーフレットを改訂し、ホームページに掲載することで、年中児の段階から発達に気になる保護者に必要な情報が行き渡るようにする。併せて、小・中学校の特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修及び学校への訪問指導を継続し、校内支援体制の充実につなげる。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	2	19	(2)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	地域イベントでポスター掲示等をするとともに、SNS等、様々な情報媒体の活用により、発達障がいへの理解について効果的な周知・啓発活動を行います。	障がい福祉課	市民全般	発達障がい啓発セミナーの実施 世界自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に関連したイベント等開催	発達障害啓発週間にあわせて美術館及び芸術文化ホールでのブルーライトアップ、中央図書館での特設展示、SNS配信、ポスター掲出等を行った。	A	引き続き、発達障害への理解促進を図り、早期発見や支援につなげていく必要がある。	SNS等の活用など、より効果的な周知を図る。
2	2	19	(3)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	・こどもが発達障がいの診断を受けて間もない親等に対し、共感的なサポートを行うペアレントメンター事業を推進するとともに、地域の支援者及び支援が必要な保護者に向けた事業制度自体の啓発も進めます。	障がい福祉課	市内に居住する障がい 児の保護者	ペアレントメンターによる障がい児の親等の不安の軽減	ペアレントメンターとの情報交換を行うとともに、ペアレントメンターを活用した相談会等（個別・集団）を実施した。	A	ペアレントメンター制度の周知を更に図っていく必要がある。	地域支援者との連携するためにも支援者への周知を図るとともに、イベント等への参加などを通じて利用促進を行う。
2	2	19	(4)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	特別な支援が必要なこどもについて、保育所（園）、幼稚園、放課後児童クラブ、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）等、各施設での加配職員の配置や相談員の充実等、受け入れ体制を充実させ、一人ひとりに必要な手立てを行った上で、健全な心身の発達を促します。また、余暇活動などの居場所づくりに努めます。	障がい福祉課 保育課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい （児）者 保育所等、学校において特別な支援が必要なこども	・療育待機児童相談業務（いっぽっぽ教室） ・障害児余暇活動支援事業 ・加配職員の配置等受入体制の構築	【障がい福祉課】 ・療育待機児童の相談については、昨年度同様に、広島県立総合リハビリテーションセンターの発達障害診療円滑化支援事業を利用するとともに、はあとふる等相談支援機関において保護者の不安が軽減するよう継続した相談支援体制の整備が必要。 引き続き、障がいを持つ児童の療育支援を行うとともに、余暇活動などの居場所づくりに努める。 【保育課】 特別な支援が必要な児童が増加傾向にあるため、引き続き、各教育・保育施設の運営に対して支援していく必要がある。 【指導課】 学校のニーズに的確に対応するため、早期の配置を進めていく必要がある。 【青少年育成課】 今後も特別支援に対するニーズは増加が見込まれることから、公設クラブでは人材確保策の推進するとともに、民設クラブに対する運営支援の充実させることが必要である。	B	【障がい福祉課】 ・医療や療育の待機者について、広島県立総合リハビリテーションセンターの発達障害診療円滑化支援事業を利用するとともに、はあとふる等相談支援機関において保護者の不安が軽減するよう継続した相談支援体制の整備が必要。 引き続き、障がいを持つ児童の療育支援を行うとともに、余暇活動などの居場所づくりに努める。 【保育課】 特別な支援が必要な児童が増加傾向にあるため、引き続き、各教育・保育施設の運営に対して支援していく必要がある。 【指導課】 学校のニーズに的確に対応するため、早期の配置を進めていく必要がある。 【青少年育成課】 今後も特別支援に対するニーズは増加が見込まれることから、公設クラブでは人材確保策の推進するとともに、民設クラブに対する運営支援の充実させることが必要である。	【障がい福祉課】 広島県立総合リハビリテーションセンター等専門機関のアドバイスを受けながら、医療や療育待機の間、はあとふる等相談支援機関において、面談や訪問等により必要な相談支援を行っていく。 【保育課】 加配職員の配置の他に、相談体制の充実を図る。 【指導課】 各校の加配職員による支援体制について、早期から状況把握を行い、学校の実情や優先度を踏まえた適切な配置を判断する。 【青少年育成課】 特別支援に関するニーズを的確に把握するとともに、支援員の特別支援の理解を深める。
2	2	19	(5)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	医療的ケアが必要なこどもについて、子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）における専門コーディネーターの配置の充実等、個々の障がいに応じた総合的な支援体制の充実を図ります。	障がい福祉課 保育課 学事課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい （児）者 医療的ケアが必要なこども	はあとふるにおける個別の障がいに応じた相談 看護師の配置等受入体制の構築	【障がい福祉課】 はあとふるに医療的ケア児専門のコーディネーターを配置して相談に対応した。 【保育課】 看護師を配置し、医療的ケア児の受入れを行った。 【指導課】 医療的ケアが必要な児童生徒について、校外学習時や移動中においても安全に医療行為を行うことができるよう、介護タクシー等の利用に係る負担を支援した。	A	【障がい福祉課】 医療的ケア児の把握や継続的な支援が可能となるよう体制を整備していく必要がある。 【保育課】 入所調整の段階でニーズを把握し、受け入れ体制を整えていく必要がある。 【指導課】 学習機会の保障のため、医療的ケアが必要な児童生徒に加え、車椅子を利用する児童生徒、身体的機能の課題により長時間の歩行が困難な児童生徒の実態を踏まえた支援が必要である。	【障がい福祉課】 引き続き、医療的ケア児専門のコーディネーターを配置するなど、体制づくりを進める。 【保育課】 入所希望者の需要を把握すると共に、受入れが可能となるよう看護師の配置や任用を進めていく。 【指導課】 医療的ケア児に限らず、車椅子を利用する児童生徒や、長時間の歩行が困難な児童生徒を対象に支援の範囲を拡大し、必要に応じた支援を行う。
2	2	19	(6)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	発達障がいのあるこども・若者等が、ライフステージ移行後も安心や信頼感を継続できるよう、就学時の幼保小連携及び教育相談、就労相談や就労支援等を行います。	障がい福祉課 保育課 指導課 青少年育成課	市内に居住する障がい （児）者 保育所等、学校において特別な支援が必要なこども	障害児通所支援 幼保小連携の推進 教育支援委員会の開催 と教育相談の実施 障がい者の就労支援	【障がい福祉課】 はあとふるにおいて、発達相談を499名に実施した。なお、就労相談については別に4名に実施した。 【指導課】 各小学校において、入学予定の年長児が在籍する園・所等と個別に連携し、就学前の引き継ぎを行った。また、就学児178名を対象に教育相談を実施し、そのうち101名について、教育支援委員会において学びの場に関する審議を行った。 【保育課】 各園・所において、保護者との面談や関係機関との連携を行いながら支援を実施した。また、就学に向けて小学校との情報共有や引き継ぎを行い、切れ目のない支援につなげた。	A	【障がい福祉課】 発達CD等の専門職を継続配置し、体制を整備していく必要がある。 就労支援については、就労支援CDが令和5年度以降不在となり、専門相談が実施できない状況が続いている。相談については、一般相談の範囲で関係機関と連携しながら対応している。 【指導課】 対象児童生徒の増加に伴い、小・中学校における支援体制の充実を、引き続き図っていく必要がある。 【保育課】 発達に配慮が必要な子どもの増加や支援ニーズの多様化に伴い、園・所における支援の充実及び関係機関とのさらなる連携強化を図る必要がある。	【障がい福祉課】 引き続き、発達CD等の専門職を配置し、継続した支援を行う。 就労支援については、広島中央就業・生活支援センターやハローワーク、就労移行支援事業等と連携して進める。 【指導課】 園・所等に加え、医療や福祉などの関係機関との連携を促進し、校内支援体制の充実につなげる。 【保育課】 発達に配慮が必要な子ども一人一人の状況に応じて、保護者や関係機関と連携しながら支援を行うとともに、就学前の情報共有や引き継ぎの充実を図り、安心して次のライフステージへ移行できる支援体制を整える。
2	2	19	(7)	発達障がい等、障がいのある こども・若者や親への支援	企業や事業主に対して、障がい者雇用に係る、国等の各種支援制度の周知を図ります。	産業振興課	市内企業等	障がい者の雇用促進	・障がい者向け合同企業面接会を開催（参加企業数9社、参加者数20人） ・ハローワークを連携して、企業向け障がい者雇用支援セミナーを実施した。（参加企業数8社）	B	・国の障害者法定雇用率が引き上げられるなかで、未達成の企業があることから、企業への啓発が必要である。	・障がい者と企業とのマッチング機会の創出や障がい者雇用の事例紹介、支援策活用に資するセミナーを実施していく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	2	20	(1)	障がいのあることも・若者に対する相談体制の充実	自立支援協議会へ参加する事業所を増やし、ケアマネジメントの質の向上や連携強化のための研修会を通し、コーディネーターや相談支援専門員のスキルアップを促進します。	障がい福祉課	相談支援専門員等	・相談支援従事者初任者研修事前研修 ・相談支援充実強化研修	はあとふるコーディネータによる相談支援従事者初任者研修事前研修の実習など、相談支援専門員の質の向上を図った。	A	相談支援専門員の質の向上や連携強化を図るため、引き続き、研修を通じ、コーディネーターや相談支援専門員の底上げを促進する必要がある。	引き続き、研修を実施していく。
2	2	21	(1)	障害のあることも・若者の経済的負担の軽減	各種手当の給付、福祉助成券の交付、重度心身障害者医療費助成、特別支援教育就学奨励費支給等について、申請方法等の明確化を進めるとともに、障がいのあることも・若者やその家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	障がい福祉課 学事課	【障がい福祉課】市内に居住する障がい（児）者 【学事課】特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者	【障がい福祉課】各種手当、助成券等の給付 【学事課】小・中学校就学支援事業	【障がい福祉課】各種手当の給付や生活のための費用助成などを行った。 【学事課】特別支援学級に在籍する児童生徒等の保護者へ、学用品費、給食費等の支給を行った。	B	【障がい福祉課】引き続き、適切かつ迅速に手当等の給付事業を実施していく必要がある。 【学事課】特別支援学級に在籍しているなど、対象者が明確なため、学校と連携して申請漏れがない体制が作れており、適切に学用品費等の支給ができています。 しかし、数名程度の提出書類の不備等で認定が滞ることがあり、より速やかな認定と支給ができる方法を検討している。	【障がい福祉課】適切かつ迅速に給付を行うために、事務の効率化に努める。 【学事課】必要書類が提出期限までに整うよう、申請方法の案内を保護者にもわかりやすくするとともに、学校事務職員へ学事課に提出する前の確認を徹底するよう依頼する。 また、就学援助と奨励費との切り替えがある対象者もいるため、適切に事務処理できるよう担当者間で連携する。
2	2	22	(1)	障がいのあることも・若者に対する福祉サービスの実施	居宅サービスでの生活をサポートする、障がい福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）を実施します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	障がい福祉サービスの実施	居宅での生活をサポートする、障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、移動支援、日中一時支援等）をサービス等利用計画（案）に基づき支給決定した。	A	適切に居宅サービスでの生活をサポートする、障害福祉サービスを実施していく必要がある。	引き続き、サービス等利用計画（案）に基づき、適切に支給決定していく。
2	2	22	(2)	障がいのあることも・若者に対する福祉サービスの実施	補装具の支給、日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいがあることも・若者の在宅生活を支援します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	補装具費・日常生活用具の支援	体の損なわれた機能を補完・代替する補装具費の支給、日常生活上の困難を改善する日常生活用具の給付や介護者への慰労金の支給など、障がいがある子どもの在宅生活を支援した。	A	補装具費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく必要がある。	引き続き、補装具費・日常生活用具の支援などにより、障がいがある子どもの在宅生活を支援していく。
2	2	22	(3)	障がいのあることも・若者に対する福祉サービスの実施	障がいのあることも・若者が身近な地域で支援が受けられるよう、障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）を実施します。	障がい福祉課	市内に居住する障がい（児）者	障がい児通所支援	障がいのある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害児通所支援を実施した。	A	障害児通所支援については、利用者が多いため、障がい特性に合致した支援機関に通所することが必要である。	自立支援協議会に参加する障害児通所支援事業所及び障害福祉サービス事業所を増やし、研修会等を実施することにより、サービスの質の向上を目指す。
2	3	23	(1)	ひとり親家庭の自立支援の充実	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成を行うとともに、ハローワークとの連携を強化することで、制度の周知を図るとともに、ひとり親家庭の自立（就労）を支援します。	こども家庭課	母子・父子家庭	就労に関する相談や母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給など各種助成	就職や転職を希望するひとり親36人に対する、個別支援プログラム作成や各種助成を行った。また、資格を取得して自立や就労を図るひとり親に対し、自立支援教育訓練給付金（2人）や高等職業訓練促進給付金（11人）の支給を行った。	A	対象者の就労時間と希望のする収入に見合う職場のマッチングが難しい。	ハローワークとの連携強化及び対象者に対して制度を丁寧に説明する。
2	3	23	(2)	ひとり親家庭の自立支援の充実	住宅の確保に特に配慮を要するひとり親家庭の居住の安定を図るため、公営住宅の入居者抽選において倍率を優遇します。	住宅課	市内に居住又は勤務している者で、ひとり親に該当する者	住宅に困窮している低所得者等に対する低廉な家賃住宅の賃借	公営住宅の入居者抽選においてひとり親家庭の倍率を優遇する。	B	倍率を優遇しても、抽選で落ちてしまうケースが散見される	抽選に落ちた場合でも募集に応募できる随時募集について抽選応募の際により詳しく説明する。
2	3	24	(1)	ひとり親家庭の経済的負担の軽減	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、こどもの育ちを支援します。	こども家庭課	母子・父子家庭	ひとり親家庭等医療費公費負担、児童扶養手当の支給	受給要件について適宜確認を行いながら、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費の支給を適切に行った。	A	住民票の異動等に伴う変更届の提出など、適正な支給に必要な手続きが漏れている受給者が散見される。	新規申請時や現況届の提出時に、制度の説明を十分行い、適正な手当等の受給に向けて、周知を図っていく。
2	3	25	(1)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活困窮者自立支援法に基づき、家庭支援員を配置し、生活保護世帯等の小中学生に対する学習支援、定期的な家庭訪問による親への進学の助言などを充実します。	地域共生推進課	小中学生	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	家庭支援員による生活保護世帯等の子どもに対する学習支援を実施した。	A	子どもたちに学習支援の予約をするが、当日、急遽、何らかの理由でキャンセルすることがある。	生活困窮世帯の子どもたちの学習機会を確保するため、引き続き根気強く訪問学習支援を実施する。
2	3	25	(2)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活保護世帯等の小中学生を対象に、市内の公共施設等で大学生や教員OB等のボランティアスタッフによる集合型の学習支援を実施します。	地域共生推進課	小中学生	生活保護受給世帯や生活困窮世帯の児童生徒に対する学習支援の実施	生活保護世帯等の小中学生を対象に週1回、市内の公共施設等集合型の学習支援を実施した。	A	事前に電話による出席確認を行うが、確認できない場合がある。 当日、送迎に行った際に急遽キャンセルとなることがある。	子どもたちの学習機会の確保及び居場所づくりのため、引き続き集合型学習支援を行っていく。
2	3	25	(3)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	生活困窮の状態にあるこどもと家庭に対して、生活保護により最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を行います。	生活福祉課	生活保護の被保護者	生活保護法に基づく扶助費の給付	困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者に対して必要な扶助を行った。	A	生活保護世帯には子どもがいる世帯が一定数存在する。	他法において活用可能な制度を情報収集しながら関係機関と連携し、的確な給付を行う。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	3	25	(4)	生活困窮家庭のこどもに対する支援	就学援助制度により、生活困窮と認められる家庭について、経済的負担の軽減を図り、就学機会の確保のための支援を行います。また、必要な世帯が漏れなく制度を活用できるよう、学校と連携して制度の周知に努めます。	学事課	経済的理由によって就学が困難と認められる児童、生徒、就学予定者の保護者	就学援助制度による支援の実施	経済的に困窮し、就学援助制度の認定要件に該当する申請者（保護者）に対し、学用品費、給食費等の支給を行った。 また、新小学1年生・新中学1年生対象の、新入学学用品費（入学前支給）と次年度の就学援助制度について、広報紙に掲載し、市民ポータルサイトとSNSで発信した。新入学学用品費（入学前支給）の申請を年末年始に検討できるよう、受付期間を年末から年明け（1/16）までとした。	B	就学援助の申請者は横ばい傾向にあるので、生活困窮者に対し今後も学校と連携して制度の周知を進める必要がある。 R7年度までは書面のみの受付となっており、書類の審査も煩雑で、オンライン申請を希望する保護者もいるため、申請や結果通知のオンライン化を検討中。	引き続き、ホームページや、広報等を活用し、年度当初だけでなく年度途中に家計が急変した世帯への周知にも努め、支援を必要としている保護者の制度活用を進めていく。 学校経由の申請ではない「新入学学用品費入学前支給」の申請をオンライン化にむけてDX推進チームと連携中。
2	3	26	(1)	関係機関の連携の強化	貧困等、困難な状況にあるこどもについて、必要な支援が受けられるよう、ソーシャルワーカーによる家庭状況の把握や保護者との対話を行い、幼稚園、保育所及び学校等と支援機関が連携できる体制を構築します。	生活福祉課 保育課 指導課 地域共生推進課	貧困等、困難な状況にある家庭	支援機関との連携推進	【生活福祉課】 相談のなかで連携の必要が生じた場合は、すみやかに関係機関と連携した。 【保育課】 各施設の保育コーディネーターを中心に支援を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図った。 【指導課】 市のスクールソーシャルワーカーを派遣型として6名を配置した。連携回数は2,410回、連携時間は3,308時間、対象者数は実人数144人、延べ人数4,497人であった。支援の結果、好転率は85%、現状維持は15%となっており、家庭・学校・支援機関との連携が円滑に行われている。 【地域共生推進課】 コアネットワーク会議や見守り会議により、民生委員・児童委員や学校、支援機関が連携して見守りを実施し、必要に応じて支援につなげる体制づくりを進めた。	A	【生活福祉課】 生活保護の開始・廃止時等に関係機関との連携が必要な場合がある。 【保育課】 支援の必要な家庭の状況を正しく把握し、的確な支援につなげる必要がある。 【指導課】 関係機関と連携することができた児童生徒・家庭については好転が見られる一方で、これまで関係機関とつながりのない児童生徒・家庭が依然として存在している。また、小学校低学年における不登校が増加傾向にあり、早期段階での支援の在り方が課題となっている。 【地域共生推進課】 地域内での孤立やひきこもり等により実態の把握が困難な世帯があり、早期発見・支援につなげる仕組みづくりに課題がある。	【生活福祉課】 個別の事情に応じて、関係機関への案内や必要に応じ同行し、必要とする支援を受けることができるよう連携をする。 【保育課】 引き続き、幼稚園、保育所における支援を行うとともに、関係機関との連携を図っていく。 【指導課】 これまで関係機関とつながりのない児童生徒・家庭に対しては、学校からの積極的な働きかけを促進する。 また、スクールソーシャルワーカーと学校が一体となって連携・協働し、低学年の段階から計画的・継続的な支援を行う体制について、学校と検討・構築していく。 【地域共生推進課】 コアネットワーク会議の継続実施の他、見守り会議の実施地域の拡大、関係機関等の参加を呼びかけることでより綿密な見守り体制の構築を目指す。
2	4	27	(1)	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	不登校からひきこもりへの移行を予防するため、家族や当事者への支援や、支援者の育成を行います。また、市民一人ひとりが不登校やひきこもりという状態に対して、理解を深めるための啓発を実施します。	地域共生推進課	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者 市民	ひきこもり相談窓口、保護者同士のつながりづくり等	令和6年度から地域共生相談員を1名増員し、2名体制で相談実施。R7のひきこもり相談件数は195件。 不登校やひきこもり状態にある子を持つ親の会、家族支援プログラム、思春期セミナー等を実施した。また広報で特集記事を掲載し、理解促進やつながりづくりを進めた。	A	不登校・ひきこもりに関する相談件数は年々増加している。（R6：121件）セミナー実施や広報での普及啓発により、新規相談者が増加傾向にあり、相談窓口として周知ができてつつある。	相談機能をさらに充実させ、つながり・居場所づくりの活動の取り組みを広げていく。
2	4	27	(2)	不登校、ひきこもり状態にあるこども・若者への支援	校外教育支援センターや校内特別支援教室（スペシャルサポートルーム）により、不登校等の児童生徒の社会的自立に向けたサポートを行います。	指導課	不登校、ひきこもり状態にある児童・生徒	校外教育支援センター、校内特別支援教室によるサポート	市内3か所（西条・豊栄・黒瀬）に校外教育支援センター（フレンズスペース）を設置している。また、校内特別支援教室は、市内の小・中学校合わせて26校に設置しており、その内訳は県指定9校、市指定17校である。各居場所において、児童生徒の社会的自立に向けた継続的な支援を行っている。	A	それぞれの居場所において、社会的自立に向けた支援を行うことができた。一方で、個に応じた支援についてはニーズが多岐にわたるため、十分に対応しきれない部分も見られた。	より充実した支援につなげるため、関係者間での情報連携を行うとともに、特定の居場所に限らず、県の教育支援センターの活用等も含め、様々な居場所につなぐことで、社会的自立に向けた支援を行っていく。
2	4	28	(1)	ヤングケアラーへの支援体制の構築	ヤングケアラーに関して、チラシ・ポスターや広報紙等を活用した周知を図ります。	こども家庭課	市民	ヤングケアラーに関する啓発活動	ヤングケアラーについて、県が作成したポスターやリーフレットを学校等関係機関に配布した。中学1年生にマンガ版のリーフレットを配布した。また11月の民協定例会に出席してリーフレットを配布を行った。	A	ヤングケアラーの認知度向上のため、継続的に啓発活動を行っていく必要がある。	チラシ・ポスターや広報紙等を活用し、引き続き、啓発活動を行っていく。
2	4	28	(2)	ヤングケアラーへの支援体制の構築	相談員による相談業務及び学校等関係機関からの情報提供により市内ヤングケアラーの把握を行います。また、医療機関、ケアマネジャーや介護事業所と子育て支援の窓口等との連携強化により、ヤングケアラー等サポート事業など適切なサービス利用につなげます。	こども家庭課	ヤングケアラーの状態にあるこども・若者	ヤングケアラー等サポート事業	ヤングケアラーの状態にあるこどもがいる世帯にサポーターを派遣し、家事に関する支援を行った。（延べ1世帯、178回）こども家庭課の地域担当職員も定期的に家庭訪問を行い、事業の状況の把握を行った。	B	これまでは、要対協ケース対応の中からヤングケアラーの状態にある児を把握したが、その他ヤングケアラーの状態にあるこどもがいる世帯の把握ができていない。	教育委員会指導課と中学校と連携し、公立中学校全生徒を対象に生活に関するアンケートを実施。ヤングケアラーの状態にある生徒については、中学校において、こども家庭課職員が面談を行う。
2	4	29	(1)	ジェンダーアイデンティティへの理解促進	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育や市民への広報活動等を行います。	人権男女共同参画課 指導課	児童・生徒 市民	人権フェスティバル、人権教育・人権啓発指導者研修会の開催 教育課程を通じた多様性の理解促進	【人権男女共同参画課】 人権教育・人権啓発指導者研修会と人権フェスティバルの直接のテーマではなかったが、パンフレットの配布を他のイベントでも行い啓発活動を実施した。 【指導課】 道徳科において、児童生徒の発達段階を踏まえ、多様な個性や生き方を尊重する態度を育成する学習を行う。	B	【人権男女共同参画課】 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため引き続き啓発活動を実施する。 【指導課】 知識や用語の理解にとどまらず、一人一人の感じ方や生き方を尊重する態度の育成に重点を置いた取組の充実が求められる。	【人権男女共同参画課】 R8年度は、6月のプライド月間に合わせ、市役所等で啓発パネルの展示を行う。人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル、各種講座やイベントの際にも性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性について啓発できるよう検討していく。 【指導課】 「人権・尊重・共生」を軸に、教育活動全体を通じた道徳教育を通して、いじめの未然防止や、安心して自分を表現できる学校づくりを進めていく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	4	30	(1)	こども・若者の自殺対策	第2次東広島市自殺（自死）対策計画に基づき、こども・若者がSOSを出しやすい環境づくりを推進します。	医療保健課 指導課 こども家庭課	こども・若者	24時間365日チャット相談事業 心のサポーターの配置 「こころの授業」の実施	【医療保健課】 24時間365日チャット相談事業を実施した。 相談件数：903件（うち小中学生の利用件数：〈目標〉240件以上〈実績〉519件） 【指導課】 「こころの授業」を全小・中学校で実施し、自らSOSを出す力等について学習している。また、長期休業明けには、児童生徒のSOSを早期に把握し、適切な支援につなげるため、1人1台端末を活用した生活相談アンケートを年3回実施している。さらに、全小・中学校に心のサポーターを配置し、児童生徒及び保護者からの相談業務に対応している。 【こども家庭課】 各課が実施する事業の中で、こどもに関するケースについては、こども家庭課（こども家庭センター）で対応を行った。	A	【医療保健課】 24時間365日チャット相談事業について、小中学生については、学校からの周知や1人1台端末の環境を活用し、相談件数は目標を上回っている。一方、若者世代については、認知や利用が十分とは言えない状況であることから、若者利用につながる効果的な周知のあり方を検討する必要がある。 【指導課】 すべての小・中学校で「こころの授業」を実施し、各校の実態に応じた工夫ある取組が見られた。今後も、困ったときにSOSを出しやすい環境を構築するとともに、児童生徒が自らSOSを出す力の育成に継続して取り組む必要がある。 【こども家庭課】 各課と連携しながら、こどもに関連する相談に対応した。	【医療保健課】 24時間365日チャット相談事業についても検討し、若者世代に届く周知を行うことで、相談窓口の利用促進を図る。 【指導課】 心の授業や教育相談アンケートを効果的に実施するよう努める。アンケートと教育相談を連動させるなど、より効果的な指導・支援につなげていきたい。 【こども家庭課】 引き続き、各課と連携し対応を行う。
2	4	31	(1)	外国につながるこども・若者への支援の充実	学校・多文化共生コーディネーターと連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、学校外での居場所づくりを推進します。また、教育委員会やボランティア等と連携し、支援者の人材確保に努めます。	市民生活課	外国につながる児童・生徒 日本語学習支援及び居場所づくり	外国につながる児童・生徒を対象とした日本語学習・教科学習支援、社会見学等の実施及び居場所づくり	学校と連携を図り、外国につながる児童・生徒に対し、学校外での日本語学習・教科学習支援を行うとともに、お楽しみ会を開催するなど、学校外での居場所づくりを行った。	A	・R4年度から、多文化共生コーディネーターを複数人配置し、外国人児童への教育支援等の推進を行った。 ・外国人児童生徒の増加からU-18への参加者数が急増しており、ボランティア不足もあって対応に苦慮する面が出てきている。	引き続き多文化共生コーディネーターと連携し、外国人児童への包括的な生活・学習支援を継続していく。
2	4	31	(2)	外国につながる子どもへの支援の充実	生活上の困りごとについて、多言語による生活相談を行うとともに、ホームページ、SNS、通知ハガキなどで、相談窓口の周知を図ります。	市民生活課	外国人市民	コミュニケーション コーナー開設 外国人市民の生活全般に係る相談への多言語対応	生活上の困りごとについて、多言語による相談対応を行った。	A	R7年度の相談件数は前年度比から横ばいである。（R6:2,236件→R7:2,268件） R5から多言語HPをリニューアルしてしており、相談窓口と併せて生活上の情報を発信するなど、多言語対応の充実を図っている。	新規転入の外国人市民には引き続き、市民課で配布するオリエンテーションセットやハガキ送付で相談窓口等を知らせるとともに、HPやSNSでの情報発信も継続して行っていく。
2	4	31	(3)	外国につながる子どもへの支援の充実	外国につながるこどもの個別対応のため、大学生や留学生とも連携・協力し、人材を確保するとともに、こどもや保護者への接し方や支援方法について、現場のニーズに応じた保育士及び放課後児童支援員への研修を実施します。	保育課 青少年育成課	保育士 放課後児童支援員	研修の実施	【保育課】 外国につながる子どもの入所が多い施設へ加配職員を配置している。 【青少年育成課】 外国につながる子どもの個別対応のため、翻訳機器を配置するほか、学校と連携し接し方や支援方法を統一できるよう工夫している。	B	【保育課】 外国人入所者は増加傾向にあり、外国につながる子どもの入所が多い施設を中心に、接し方や支援方法についての正しい知識を持つ必要がある。 【青少年育成課】 外国につながる子どもについて、接し方や支援方法についての正しい知識を持つ必要がある。	【保育課】 「やさしい日本語」の普及に努め、保育現場のニーズに即した研修の実施に努める。 【青少年育成課】 外国につながる子どもとの意思疎通がスムーズに行えるよう支援方法の研修やツールの導入に努める。
2	4	31	(4)	外国につながるこども・若者への支援の充実	教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳機能を強化及び各種ツールを周知し、円滑なコミュニケーションを促進させます。	市民生活課 こども家庭課 保育課	外国人市民に対応する各種行政窓口 母子保健事業の利用者 保育施設	行政国際化推進員配置・自動翻訳ツールの配備 各種行政窓口への自動翻訳ツールの配備	【市民生活課】 教育・保育や子育て支援を円滑に利用することができるよう、通訳者、情報端末等を活用した翻訳支援を行った。 【こども家庭課】 外国人対応のため、通訳の派遣や三者間通訳サービスなどを利用し対応。母子健康手帳は、多言語に対応するよう11種類の手帳を準備している。また、サポートプランは、英語・中国語・やさしい日本語に対応できるようにしている。また、妊娠届出のWeb問診、産後ケア・産前産後サポートチラシなどはベトナム語版を新たに作成した。 【保育課】 自動翻訳ツールの活用や保護者用の資料の各言語への翻訳を実施した。	A	【市民生活課】 行政国際化推進員による通訳や案内チラシ等の翻訳、自動翻訳ツールの活用により、窓口や訪問先等でのコミュニケーションが円滑になっている。また、電話でのコミュニケーションについても、入管の通訳支援サービスを全庁に通知し、積極的に活用してもらえる環境を整備している。 【こども家庭課】 外国人が増加する中、事業を周知できるよう、チラシの作成などを多言語で行っている。 【保育課】 保護者への詳細な説明が必要な場合には、保育所における食や習慣に関することなど翻訳ツールだけでは説明が難しい場面がある。	【市民生活課】 引き続き、入管のサービスを関係課に周知するとともに、利用支援を行う。 【こども家庭課】 外国人への事業の周知や円滑なサポートの実施に向けて、通訳が必要な方には通訳を派遣するなど、引き続きコミュニケーションがとれるように対応していく。 【保育課】 継続して翻訳ツール等を利用し、相談対応を行っていく。翻訳ツールだけで説明が難しい場合は、具体的な例を視覚的に示し説明するなど相手に合わせて対応していく。
2	4	31	(5)	外国につながるこども・若者への支援の充実	「東広島市立小・中学校ガイドブック」を作成し、本市の小中学校に転入学する児童生徒の保護者へ配布することで、日本の教育制度等への理解を促し、外国につながるこどもが学校教育を受けることができるよう支援します。	学事課 指導課	本市の小中学校へ転入学する外国籍の児童、生徒及び未就学児の保護者	外国語のガイドブック作成及び転入学手続きに来庁した外国籍の保護者への配布・教育制度の説明	【学事課】 外国籍の児童生徒が編入する際に、外国語のガイドブックを、主に学事課の窓口で保護者へ配布し、入学へ向けての準備に活用してもらった。 【指導課】 外国籍の児童生徒が編入する際には、外国語のガイドブックを主に学事課の窓口で保護者に配布し、入学に向けた準備に活用してもらった。また、保護者が初期指導教室を利用する際に質問等があった場合には、日本語指導コーディネーターが対応し、必要な説明や回答を行った。	B	【学事課】 必要に応じて内容を更新し、外国籍児童の入学に役立てている。 【指導課】 必要に応じて内容の見直しを行い、外国籍児童の円滑な就学につなげている。	【学事課】 引き続き、関係課と連携して必要に応じて内容を更新し、外国籍児童生徒にとって、使いやすいガイドブックを作成する。 【指導課】 引き続き、関係課と連携し、必要に応じて内容を更新することで、外国籍児童生徒にとっても使いやすいガイドブックを作成する。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
2	4	31	(6)	外国につながるこども・若者への支援の充実	学校編入後の円滑な学校生活のスタートを目指し、日本語初期指導教室を実施し、学校生活や初期段階の日本語指導を行います。	指導課	本市小中学校に編入する外国人児童生徒及び未就学児の保護者	日本語初期指導教室の実施	学校編入後の円滑な学校生活のスタートを目指し、日本語初期指導教室を実施し、学校生活に必要な内容や初期段階の日本語指導を行った。また、学校との連携を密に図った。	A	外国につながる児童生徒59名が入級し、日本語指導を受けた（うち11名は派遣型初期指導）。一方で、初期指導教室に通うことができず、入級に至らない児童生徒への対応が今後の課題である。また、編入後に学校生活への適応に課題が生じるケースもあり、編入学年の判断が容易ではない。	今後も、日本語指導を必要とする児童生徒は増加する見通しであることから、初期指導教室への入級が困難な児童生徒に対しては、派遣型初期指導により対応する。また、学校との連携を一層強化し、児童生徒の実態を共有し、指導・助言の充実を図る。
2	4	31	(7)	外国につながるこども・若者への支援の充実	外国につながるこどもの実態を把握するとともに、関係機関と連携し、学校等へ通訳を派遣することで、特に就学時や進学時における保護者とのコミュニケーションを支援します。また、多言語化にも対応できるよう派遣の体制整備に努めます。	市民生活課 保育課 指導課	外国人幼児児童生徒や保護者の通訳	通訳者の派遣 外国につながるこどもの実態把握、学校生活への適応支援、保護者へのコミュニケーション支援	【市民生活課】 関係機関と連携して学校等へ通訳を派遣することで、保護者とのコミュニケーションを支援した。 【保育課】 入所の案内等を翻訳し、スムーズに保育所利用をスタートできるよう支援を行った。 【指導課】 外国人児童生徒及びその保護者に対して通訳者を派遣し、学校生活への円滑な適応に向けた支援を行った。	A	【市民生活課】 約100か国以上の方が在住しており、通訳者の派遣は、依頼言語によっては対応が難しいケースもある。 【保育課】 込み合った案件や、個別の相談の対応には苦慮している。 【指導課】 通訳派遣の要請が増加（令和6年度91件、令和7年度106件）に伴い、通訳派遣のスケジュール調整が困難となる場合がある。	【市民生活課】 教育委員会、こども未来部との連携のほか、通訳者の確保に努める。 【保育課】 よくある質問の作成やシンプルな言葉での説明など、状況に応じた支援を行っている。 【指導課】 円滑な通訳派遣につなげるため、日本語学級担当者研修等の機会を通じて周知を行う。また、教育文化振興事業団及び学校との連携を密に図る。
2	4	32	(1)	子育て相談体制の強化	児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。	青少年育成課	児童青少年及びその保護者	教育相談員、カウンセラー、児童厚生員による相談の実施	児童青少年総合相談室において、教育相談員、カウンセラー、児童厚生員が児童・生徒、幼児・児童・生徒の保護者の相談業務を行った。	A	不登校にかかる相談が大きな割合を占めている。総合相談では、保護者や児童生徒への助言等を行うが、状況改善には様々な機関が関わるネットワークの構築が必要である。	指導課・地域共生推進課等の関係課と連携しながら、必要な支援につなげる。
2	4	32	(2)	子育て相談体制の強化	相談対応能力の向上を目的とした研修の実施により、小中学校における心のサポーターによる相談業務の充実を図ります。	指導課	児童・生徒・保護者・教職員	全ての小中学校への心のサポーターの配置	学校生活相談ネットワーク会議を年2回開催し、警察や医療機関との連携等、各種相談機関に関する研修を実施した。 また、小・中学校においては、心のサポーターが研修で得た知識や自身の経験を生かし、対象者からの相談に対応した。	A	心のサポーターへの相談連携件数は、小・中学校合わせて延べ1万人を超えた。相談内容が多岐にわたるため、個々の状況に応じて丁寧に対応することが難しい。	課題に対応するため、学校現場で現在起きている状況について交流する機会を充実させ、情報共有を図ることで、相談業務のさらなる充実につなげていく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

【基本目標3】仕事と子育てを両立するための支援の充実

<目指す姿>
・子育てをする保護者が、仕事と子育てを両立することができています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	1	33	(1)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	施設型給付により、保育所（園）、幼稚園、認定こども園を充実させ、市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応できる体制を構築します。	保育課	私立保育園等	私立保育園等への運営費支弁	市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。 川上中部保育所の民営化により、保育ニーズに対応した新園を整備した（R7.4.1開園）。	A	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。
3	1	33	(2)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	認定こども園の普及を図ります。認定こども園へ移行していない幼稚園等に対して、円滑な移行に向けた協力・支援を行います。	保育課	新制度未移行幼稚園等	認定こども園移行への協議、支援	御蘭宇幼稚園を認定こども園に移行するとともに（R7.4.1開園）、高屋中央保育所を認定こども園に移行する手続きを行った（R8.4.1開園）。 私立幼稚園についても相談を行った。	A	一部の地区においては、認定こども園がなく、保護者の選択肢の幅が狭い状態になっている。	寺西保育所及び原保育所を認定こども園へ移行する（R10.10目標）。 私立幼稚園・保育所に対しても、移行が円滑に進められるよう、必要に応じて理解を求めている。
3	1	33	(3)	施設型給付等による保育所（園）、幼稚園、認定こども園の充実	地域型保育給付により、必要に応じて、小規模保育等の保育サービスを提供し、低年齢児の定員確保に努めます。	保育課	小規模保育等	小規模保育等への地域型保育給付支弁	市内の各地域で多様な教育・保育ニーズに対応した保育環境を構築するため、私立保育施設等の運営費の支援を行った。 低年齢児の定員確保のため、私立3施設の新規整備を支援した（R8.4.1開園）。	A	引き続き、私立保育施設等の運営に対して支援していく必要がある。	市内の各地域の教育・保育ニーズを把握するとともに、必要に応じて支援していく。
3	1	34	(1)	教育・保育環境の充実	「東広島市保育所等配置基本計画」に基づき、教育・保育施設を計画的に整備し、地域の特性に応じた教育・保育サービスを提供します。特に、施設の老朽化と敷地に課題を有する寺西保育所、原保育所及び高屋中央保育所の早急な移転建替えを推進するとともに、吉川保育所、板城西保育所及び中黒瀬保育所の改修についても取り組みます。また、公立保育所の整備時には、認定こども園への移行を推進します。	保育課	保育所等	東広島市保育所等配置基本計画に基づく教育・保育施設の整備	高屋中央保育所の移転建替えを実施した（R8.4.1認定こども園として開園）。 寺西保育所及び原保育所の建替え予定地を決定した。	A	教育・保育ニーズの変化や施設の老朽化に対応しながら、地域の実情に応じた教育・保育環境を確保するため、施設整備を計画的に推進する必要がある。 また、施設整備に当たっては、用地確保や地域住民との合意形成など、事業推進に必要な条件整備が課題となっている。	老朽化施設の更新及び認定こども園への移行を計画的に進めるとともに、地域の実情や将来的な保育需要を踏まえた施設整備を推進する。 また、関係者や地域住民との合意形成を図りながら、円滑な事業実施に努める。
3	1	35	(1)	保育人材の確保	保育補助者等の活用や処遇改善、保育士の就職相談や潜在保育士の復職支援等により、労働環境改善や保育士の職場定着・復職支援を行い、保育人材の確保を図ります。また、保育士等の資格を持つ人材に限らず、放課後児童支援員（補助支援員）等、ニーズに応じた必要な人材確保を進めます。	保育課 青少年育成課	保育士等 放課後児童支援員	保育士就職相談会の開催 潜在保育士等の復職支援 放課後児童支援員の人材確保	【保育課】 保育人材を確保するため、各保育施設と連携するとともに、保育士就職相談会の開催及び保育士復職支援コーディネーターによる潜在保育士の復職支援を行った。 【青少年育成課】 ICTの導入による事務負担軽減など労働環境の改善に取り組み、人材確保に努めた。	B	【保育課】 引き続き、各保育施設と連携し、保育人材の確保に努めていく必要がある。 【青少年育成課】 全国的な労働人口の減少に加え、保育・教育現場との有資格者人材の取り合いとなっている。	【保育課】 引き続き、各保育施設による採用の支援や、保育士の定着及び復職支援を行っている。 【青少年育成課】 公設の施設については、民間委託による運営を導入したが、更なる拡大を検討する。
3	1	35	(2)	保育人材の確保	ICTや保育支援システムの活用を進め、保育士等の負担軽減を図ります。	保育課	保育士等	保育支援システムの活用	公立施設において、必要に応じてICT端末を整備するとともに、保育支援システムの活用を推進した。	A	保育士の負担軽減を図るため、引き続き検討、支援を進める必要がある。	保育支援システムの活用をさらに進める。
3	1	36	(1)	放課後児童クラブにおける保育環境の充実	学校の大規模改修工事にあわせ、計画的に公立施設の環境整備を図ります。	青少年育成課	児童	公立放課後児童クラブの環境整備	学校教育部と連携し、学校の大規模改修工事にあわせ、公立施設の環境整備を行った。	B	特支学級の増加や敷地の狭さ等から学校側に余裕教室が確保しづらい状況が続いている。	引き続き、学校教育部と連携を取りながら、環境整備に努めていく。
3	1	36	(2)	放課後児童クラブにおける保育環境の充実	待機児童の解消、公立クラブの適正化及び多様な保育ニーズへの対応に向けて、民間事業者との連携による受け皿の拡充を図ります。	青少年育成課	児童	民間放課後児童クラブの設立・運営支援	民設クラブの開設支援計画に基づいて、目標施設数の開設支援を行った。	A	全市的に人材の確保が難しく、市中心部においては公設の施設が不足しており、待機児童が発生している。 公設の施設については、現状以上の拡充は困難であることから、民間の施設の拡充が必要となっている。	引き続き、民間事業者による施設の開設及び運営を支援する。
3	2	37	(1)	利用者支援事業の実施	こども及びその保護者が、多様な教育・保育サービスや、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、放課後児童クラブ等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、市の子育てDXと連携した情報発信を行うとともに、地域子育て支援センターや地域すくすくサポート等で支援を行います。	こども家庭課	未就学児とその家族及び妊産婦	子育て情報の発信 地域子育て支援センター・地域すくすくサポートでの相談支援	地域すくすくサポートや地域子育て支援センターにおいて、地域資源や子育て情報の発信を行うなど、利用者の多様なニーズに対し、寄り添い支援を行った。地域すくすくサポートにおいて、伴走型相談支援事業を行った。（面談率 妊娠後期83.5%、4か月児96.7%、7か月児84.7%）	B	タイムリーな情報発信ができるように、市民ポータルサイトやホームページ等を活用し情報発信を行うほか、利用者に子育て情報の提供を行った。また、伴走型相談支援事業の面談率も前年度より上昇しており、事業の周知が図られてきている。	今後も、タイムリーな情報発信ができるように子育てDXの推進を図る。また、伴走型相談支援事業の面談率が上昇するよう、周知を図っていく。
3	2	37	(2)	利用者支援事業の実施	保育コンシェルジュを配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスの利用を希望する保護者への相談支援を行います。	保育課	未就園児の保護者	保育コンシェルジュの配置による相談支援	保育コンシェルジュを1名配置し、保育施設等の入所や子育て支援サービスを希望する保護者への相談支援を行った。	A	年度途中の保育施設等への入所は依然として難しい状況がある。より多様なサービスの活用について、適切かつ分かりやすい情報を提供していく必要がある。	多くの人に必要な情報を届けるため、デジタルの活用や窓口対応を充実させていく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
3	2	38	(1)	地域のこども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度について、量の見込みに応じて実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じて更なる保育サービスの充実を図ります。	保育課	乳幼児、児童	延長保育、一時保育、病児・病後児保育の保育サービスの提供 こども誰でも通園制度	病児・病後児保育の新設に向けた事業者支援を行うとともに、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対する支援を行った。	B	引き続き、延長保育、一時保育、病児・病後児保育に対して支援していく必要がある。	多様な教育・保育ニーズに対応するため、必要に応じて支援していく。
3	2	39	(1)	こども誰でも通園制度の実施	3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とした通園制度により、保護者の負担軽減を図るとともに、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会をつくることで、こどもの成長を促します。	こども家庭課 保育課	満3歳未満の未就園のこども	こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施	市内3施設において令和7年10月から試行的に実施し、家庭とは異なる環境の中での遊びや生活体験を提供するとともに、家族以外の人と関わる機会を創出した。	A	制度の認知度が十分でないことから、更なる周知や利用しやすい仕組みづくりが課題である。	制度の認知度向上と利用促進を図るため、広報の強化及びニーズ把握に重点的に取り組む。
3	2	40	(1)	子育て関連施設の環境改善	保育所などの児童福祉施設、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園等において、環境改善（大規模改修、老朽化対策、照明・空調・遊具・防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化など）を進めます。	保育課	児童福祉施設、幼稚園	児童福祉施設等における環境改善	御園宇幼稚園の大規模改修を行うとともに（R7.4.1開園）、高屋中央保育所の建替えを行った（R8.4.1開園）。私立園についても、建替え1件、大規模改修1件を支援した。	B	公立園については多くの施設が老朽化しており、いずれも早期の対応を必要である。私立園についても今後は順次、改修時期を迎えるため、国の補助制度を活用した支援が必要になる。	老朽化の度合いを見極めつつ、計画的に建替え・改修を進めて行く。
3	3	41	(1)	働き方改革の推進	働く人が仕事と家庭を両立できるよう、企業や事業主などを対象とし、長時間労働の削減等の職場環境づくりに向けた意識啓発を行います。	産業振興課	市内企業	ワーク・ライフ・バランス講座の開催（人権男女共同参画課と共催） チャラシ配布による制度周知	就職面接会（参加企業数16社、参加者数58人）とセミナー（参加者数17人）を合わせた仕事と子育て応援就職フェアを開催（年1回） 生理痛体験研修を実施し、女性は動きやすい職場づくりについての理解を深める機会を創出した。（参加者数13人）	A	参加者数も多く、企業と求職者の接点づくりに貢献した。しかしながら、引き続き企業の職場環境づくりの意識啓発を実施していく必要がある。	生理痛体験研修をはじめとした、企業や事業者の職場環境づくりの意識啓発につながるセミナーを実施していく。
3	3	41	(2)	働き方改革の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき策定する「特定事業主行動計画」において、市職員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスを推進します。	職員課	市職員	特定事業主行動計画の推進	男性の育児休暇や育児休業の取得を促進し、令和7年度の育児休業の取得率は86.2%と目標を大きく上回った。 時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進を行い、時間外勤務については年間1人当たり208.1時間と、目標をわずかに超えたものの、取組みの成果がみられた。 女性活躍の活躍推進に向けて管理職へ女性を積極的に登用し、R8.4.1時点のの登用率26.8%と目標は下回ったものの、上昇傾向がみられた。	B	取組みにより改善傾向は見られるが、目標達成に至っていない項目があるため、引き続き取り組んでいく必要がある。	R8年度から人事関連計画を東広島市人材総合戦略に統合し、各施策を連携させた総合的な取組を推進し、職員が立場や環境にかかわらず支え合い、安全・安心な職場のもとで、ワーク・ライフ・バランスを実現し、いきいきと活躍できる組織づくりを進めていく。
3	3	41	(3)	働き方改革の推進	より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護など）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同参画課 産業振興課	市内企業、市民	企業で実施する研修への講師派遣 ワーク・ライフ・バランス講座の開催 チャラシ配布による制度周知	企業民主化推進協議会と市内4企業に講師を派遣しアンコンシャス・バイアス研修を実施した。 チャラシ配布については、効果的に実施できるよう両課で連携して行った。	A	誰もが働きやすい職場環境づくりにつなげるため、引き続き実施していく。	企業が抱える課題に即した内容となるよう検討を重ねていく。
3	3	41	(4)	働き方改革の推進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座について、オンラインでの講座開催など、ニーズに応じた方法・内容で開催できるよう必要に応じて見直しを行います。	人権男女共同参画課	企業、市民	ワークライフバランス講座の開催	ワーク・ライフ・バランス講座は、対面講座として「すれ違いを減らす、やさしい言葉づかいのコツ」を実施（参加者18人）し、オンライン講座は「働き方と生き方の新たなカタチ！これからの組織運営と働き方・生き方のあるべき姿」を市公式YouTubeで配信（視聴220回）。	A	対面講座は、定員を上回る参加希望があった。ワーク・ライフ・バランスの理解の促進にあたり、知識や取組みの手法などの情報を引き続き提供していく。	オンライン講座、対面講座ともニーズに即した内容となるよう検討を重ねていく。
3	3	41	(5)	働き方改革の推進	男性の家事・育児等に関する理解を深め、参画を促進するため、広く情報提供やイベント等を実施します。	人権男女共同参画課	企業、市民	エスポワールの運営、啓発活動（おしゃべりカフェ等）の開催	「おしゃべりカフェ」連続講座5回実施（延べ36人参加）し、おしゃべりカフェ特別講座（危機管理課と連携し「子育てぼうさい広場」で「命を守る！家族・親子ミーティング」）2回実施（計親子32組参加）。	A	各種講座、イベント等の集客に苦戦している。性別に関係なく、それぞれの意欲に応じて職場・家庭・地域で活躍できる社会の実現を目指し引き続き実施していく。	令和8年度からエスポワールを人権男女共同参画課執務室内に移転し、機能強化を図るとともに、関係機関との連携強化を図りより効果的な運営を行う。令和7年度に広島県男女共同参画財団と共催して実施した「エソール塾」を引継ぎ「エスポワール塾」として実施し、「おしゃべりカフェ」と統合する。
3	3	42	(1)	働く女性の応援	ハローワーク等と連携し、女性向けの就職相談会を開催し、同時にこどもの保育所等への入所相談も実施します。また、育児と両立しやすい求人の紹介に取り組むとともに、企業と求職者双方の要望を確認し、ニーズに応じた就職相談を実施します。	保育課 産業振興課	女性等	女性向け就職相談会・就職説明会の開催	就職面接会（参加企業数16社、参加者数58人）と子育て世代のお役立ちセミナー「激変！？子育て家計のマネープラン」（参加者数17人）を合わせた仕事と子育て応援就職フェアを開催（年1回）。イベントの中で、就職相談も実施した。	B	参加者数も多く、企業と求職者の接点づくりに貢献した。女性の就職機会の提供と企業の人材確保を支援するため引き続き就職説明会と就職相談は実施していく。	参加企業の裾野拡大を図るとともに、関係機関と連携しながら、企業に対して柔軟な就業環境の整備や多様な働き方の導入を促し、幅広い求人の確保に努める。
3	3	42	(2)	働く女性の応援	地域すくすくサポート等の身近な場所でニーズに合わせた就業に関する出張相談会を実施します。	こども家庭課 産業振興課	女性等	地域すくすくサポートでの就職相談会の開催	ハローワークマザースコーナーから職員派遣を受け、地域すくすくサポートで就労に関する相談会を開催した。（3か所 計5回実施）	A	子育てをしながら就職を希望する方が、身近な場所で相談できる機会として、毎年実施しており、定着してきている。	今後も子育て支援拠点において、ハローワークと連携を取りながら相談会を継続していく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

【基本目標4】 こども・若者を支える地域の子育て支援力の強化

- <目指す姿>
- ・地域の関係団体・機関等が連携を図り、こどもの成長や子育てを見守り、支える体制ができています。
 - ・子育て家庭が地域社会全体から支えられ、子育てに伴う喜びを実感することができています。
 - ・こども・若者と子育て家庭が安心・安全に過ごすことのできる環境が整備されています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	43	(1)	地域すくすくサポートでの子育て支援の充実	日常生活圏域に設置され気軽に集える地域すくすくサポートを拠点に、妊娠期から子育て期にわたる相談や情報交換などの子育て支援サービスを充実させます。そのため、多様化する相談内容に対応できるように「母子保健コーディネーター」「子育て支援コーディネーター」のスキルアップを図ります。	こども家庭課	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	市役所内の出産・育児サポートセンターすくすく（基幹型）と地域すくすくサポート12か所が連携し、妊娠期から子育て期にわたり継続した相談対応やサービスの提供を行った。（利用者数：延50,716人 相談者数：延15,887人）	A	こども家庭課に基幹型と市内12か所に地域すくすくサポートを設置し、身近な圏域で相談支援を行う体制をとっている。	市民の身近な相談支援拠点において、妊娠期から子育て期にかけての伴走型相談支援事業や育児相談・育児教室の実施を継続して行う。	
4	1	44	(1)	地域子育て支援センターの充実	多様化する子育てに関する相談内容に対応できるよう、地域子育て支援センターの支援員を対象に会議や研修会を開いて支援員のスキルアップを図ります。また、地域における支援センターの役割を明確にし、地域の子育て関連情報の提供や保護者同士のつながりづくり、関係機関との連携を強化します。	こども家庭課	未就学児及びその保護者等とスタッフ	地域子育て支援センターの運営 子育て支援者会議開催	A	入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになっている。地域における支援センターの役割を明確にするとともに支援員のスキルアップを図る必要がある。毎年利用者アンケートを実施しており、センター利用時の満足度や職員の対応などをセンター毎にまとめて共有している。	子育て支援に関する動向を把握し、地域子育て支援センターの支援員を対象とした研修会や会議を引き続き開催する。各支援センターからの毎月の実績報告について内容を点検し、必要に応じてセンター訪問や助言を行う。	
4	1	44	(2)	地域子育て支援センターの充実	子育て負担感の緩和や仲間づくりのため、主に未就園児とその親が気軽に集い、同年代又は多世代間の交流を図ることができるひろば型子育て支援拠点の支援を続けます。一方で、ひろば型子育て支援拠点の役割を明確にし、多様化する相談内容に対応できるように支援員を対象にした会議や研修会を通してスキルアップを図ります。	こども家庭課	未就学児及びその保護者等とスタッフ	ひろば型子育て支援拠点の支援 子育て支援者会議開催	A	入退室システムの稼働により、混雑状況が把握できるようになっている。地域におけるひろば型子育て支援拠点の役割を明確にするとともに支援員のスキルアップを図る必要がある。毎年利用者アンケートを実施しており、センター利用時の満足度や職員の対応などをセンター毎にまとめて共有している。	子育て支援に関する動向を把握し、ひろば型子育て支援拠点の支援員を対象とした研修会や会議を引き続き開催する。各支援センターからの毎月の実績報告について内容を点検し、必要に応じて拠点訪問や助言を行う。	
4	1	45	(1)	地域での活動の場の提供	児童館、地域センター、生涯学習センター等の地域の施設を活用し、さまざまな子育て支援の活動や異世代との交流を行う場を提供します。	地域づくり推進課 生涯学習課 青少年育成課	18歳未満の児童及びその保護者、市民	児童館における健全な遊びの提供 地域センター等での子育て支援活動や多世代交流の場の提供	A	【生涯学習課】 講師のほかに、子育てを終えられた方などにも参加いただき、現役世代の方の悩みを自然と聞けるような雰囲気づくりに取り組むことができている。 一方で未就学児の親子の参加が減少していることが課題としてあげられる。 【青少年育成課】 引き続き、さまざまなイベント、講座等により児童の健全な育成を図るとともに、放課後や休日に保護者と家庭で過ごすことができない児童の居場所づくりを行う必要がある。	【生涯学習課】 共働きの家庭が多い中、参加しやすい時期・時間などへの配慮を検討するとともに、特段の準備なく、気軽に参加できるような環境づくりに努めたい。 【青少年育成課】 地域のボランティアや中学校、高校、大学サークル等との連携を進め、多様な遊びの提供を行う。	
4	1	46	(1)	保育所（園）における子育て支援の推進	園庭開放を充実し、地域との交流を推進します。	保育課	未就学児及びその保護者等	園庭開放の実施	A	地域の子育て支援を推進する場として、地域との交流・連携を進めていく必要がある。	地域に開かれた保育施設として、引き続き園庭開放を実施していく。	
4	1	46	(2)	保育所（園）における子育て支援の推進	各保育所（園）に配置している「保育コーディネーター」の研修や新規養成を進め、相談等の支援が必要なこどもや家庭へさらなる支援体制の充実を図ります。また、コーディネーターの連携や情報交換を充実させるとともに保護者や地域住民に広く周知していきます。	保育課	未就学児及びその保護者等	保育コーディネーターを中心とした相談等子育て支援の実施	A	保育コーディネーターによる支援の充実については、コーディネーター間の連携及び情報交換の強化が必要である。併せて、保護者及び地域住民に対し、保育コーディネーターの周知を図ることが必要である。	保育コーディネーターの役割が適切に発揮されるよう、養成講座を受講する為の要件を周知する。また、講座の内容をより実践的な内容に改善する。巡回支援保育コーディネーター（案）をモデル的に始動する。	
4	1	46	(3)	保育所（園）における子育て支援の推進	出前講座制度等を活用し、地域における子育て支援を推進します。	保育課	未就学児及びその保護者等	出前講座による子育て支援	A	アウトリーチによる子育て支援を継続していく必要がある。	引き続き出前講座制度を活用し、地域での子育て支援を実施していく。	
4	1	47	(1)	ファミリー・サポート・センターの利用促進	身近な地域で子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、こどもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、こどもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	こども家庭課	（提供会員）20歳以上の市民 （依頼会員）0歳～小学6年生までの児童の保護者	ファミリー・サポート・センターの運営及び制度の周知	A	提供会員に比べ、依頼会員の数が多いため、地域や時期によってはマッチングが難しい状況がある。	提供会員の登録者を増やすため、特に会員の少ない地域での広報活動等を重点的に実施する。また、ファミリー・サポート・センターに関心を持つひとり親家庭等に対し、引き続き、助成制度の周知を行う。	
4	1	48	(1)	子育て短期支援事業の充実	子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の多様なニーズに対応できるよう、既存の受入施設や里親との連携を進め、利用拡大を図ります。また、県と連携しながら里親制度の普及啓発活動を推進します。【1-1-4再掲】	こども家庭課	児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童	・子育て短期支援事業 ・広島県里親制度	A	育児疲れや育児不安などによる身体上または精神上的理由などによる利用者・利用日数が令和6年度と比較すると約2倍となっており、養護施設や里親の受け入れ体制について拡大を図る必要がある。	養護施設等の委託先の追加を検討する。里親制度について県や里親支援センターと連携しながら普及啓発を継続して行い、里親の委託先を増やしていく。	

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	1	49	(1)	若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。	保育課	学生等	保育所等でのボランティアの受入	保育所で高校生等の保育体験を受け入れた。	A	引き続き、保育の質の向上及び保育士の負担軽減につながる若い世代の活動を推進していく必要がある。	保育施設での高校生や大学生のボランティア活動を積極的に受け入れる体制を必要に応じて支援していく。
4	1	50	(1)	市民協働のまちづくりの推進	住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティやNPO等の各種団体など、多様な主体が協力・連携してまちづくりに取り組む、市民協働のまちづくりを推進します。一方で人材育成や持続可能な体制づくりといった課題の解決にも連携して臨みます。	地域づくり推進課	すべての市民及び市民活動団体等	市民協働のまちづくり第4期行動計画の推進	住民自治協議会への「地域づくり推進交付金」や、市民活動団体への「まちづくり活動応援補助金」等の交付を行った。	A	住民自治協議会や市民活動団体の主体的な取組みに対して支援を行っている。	R6改訂の市民協働のまちづくり第4期行動計画を踏まえ、多様な主体と協力・連携を図り、地域の活性化や課題の解決に向けた取組みを進める。
4	1	51	(1)	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。	スポーツ振興課	児童・生徒	スポーツ活動に関するイベント等の実施	地元企業やトップアスリートと連携し、未経験者や初心者の子供・生徒を対象としたイベント合計10回実施する中で、スポーツの魅力や体を動かすことの楽しさを伝え、スポーツ活動の裾野拡大を図った。	A	特定の競技・種目に偏ることなく、様々なスポーツ活動に触れることができるよう、幅を広げることが重要である。	児童・生徒、また保護者のニーズを探りながら、新たな内容による裾野拡大を進める。
4	1	52	(1)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。	地域共生推進課	市民	民生委員児童委員、見守りサポーターによる見守り・支えあい・居場所づくり活動の促進	民生委員児童委員、見守りサポーターを対象に行った研修会で、見守り・支えあい・居場所づくり活動についての方法や活動事例の報告を行い、活動促進を図った。	A	改選により、民生委員児童委員の数は311人、定数に対する充足率は95.9%となり、全国平均は上回っているものの、なり手不足は深刻化している。一方、見守りサポーターについては企業の協力を得て増加しており、見守り会議を開催している地域の増加とともに、地域における見守りの網の目は密になってきている。	研修会などを通じて、継続的に普及啓発活動を進めていく。
4	1	52	(2)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。	青少年育成課	児童	放課後子供教室の実施	放課後などの時間帯に、地域ボランティアが学校と連携し、子どもたちが学習や体験活動をしたり、安心して過ごせる居場所づくりをする放課後子供教室の取組を支援した。	B	教室設置数は、R6 16教室だったが、R7 17教室となり、1教室増加した。 核となるスタッフに教室運営の余力がなくなったという理由で教室の休止をする地域がある一方で（1教室）、新規に教室を立上をする地域もある（2教室）。	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを使って、こどもをみんなで育てようという「共生・共育」の気運を育てながら、新規教室の立上支援を行う。また、各教室の地域ボランティアの自主性を尊重しながら、既存教室運営継続の伴走支援を行う。
4	1	52	(3)	こどもの見守り、支えあい、居場所づくりの促進	放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。	青少年育成課	児童	放課後児童クラブの運営	異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進し、放課後のこどもの居場所づくりを推進した。	B	これまでの「こどもにとって安心安全な居場所」づくりから「こどもが主体的に遊び・学び・育つ環境を見守り、支援する場」への転換が必要である。	支援員に対し、「こどもの居場所」としての見守り支援の啓発や講習を行う。
4	1	53	(1)	包括的相談支援体制の構築	誰ひとり取り残さない相談支援を行うため、高齢者、障がい者、こども、生活困窮者等の相談支援機関の連携を図り、地域を基盤とするネットワークの仕組みを構築します。	地域共生推進課	市民	包括的相談支援体制の構築	複合化・複雑化した課題を抱えるケースへの支援調整機関及び市民の総合相談窓口としてHOTけんステーションを設置している。 引きこもりや地域からの孤立が深刻な世帯、様々な問題が複合化してる世帯への支援の方向性を検討する会議体であるHOTけん会議（重層的支援会議・支援会議）を開催した（随時）。 日常生活圏域毎に相談支援機関の職員が集まり、複合化・複雑化した課題を抱えるケースに対する支援方針を確認しつつ、役割分担や情報共有を行うコアネットワーク会議を毎月開催した。	B	複合化・複雑化した課題を抱えるケースの相談は、こども・若者を含む世帯が多い。専門職同士がお互いの専門性を理解し、「困ったときに相談できる関係」ができたことで相談支援機関や支援者がケースを抱え込まず、チームで支援を考えることができるようになった。 一方、個別ケースを検討する中で、地域の共通の課題として整理し、住民と一緒に対策等考えるところまで十分に進められていない状況がある。	複合化・複雑化を防ぐためには、早期把握・早期支援を基本とし、関係機関との情報共有や多機関協働など連携体制の強化を図っていく。 地域における孤立予防、相談しやすい環境づくりの啓発に努めていく。 住民の声や地域の実態を踏まえ、個別ケースから地域生活課題をみるアセスメントを圏域毎に行い、地域で協働できるプログラムを試行的に行ってみる。
4	1	54	(1)	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進	地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールと、地域住民等との参画により地域と学校が連携する地域学校協働活動を一体的に推進します。	指導課 青少年育成課	学校、地域住民	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進	【指導課】 地域全体で子どもを支える体制づくりが図られるよう、情報交換会の開催や各種リーフレットの活用、CS挑戦応援事業の実施、青少年育成課・指導課・生涯学習課による学校訪問などを通して、学校運営協議会への伴走支援を行った。 【青少年育成課】 地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員や学校関係者に対し、研修などを通じて必要な情報提供、助言等を行い、学校支援活動やこどもまんなかの居場所づくりを推進した。	A	【指導課】 これまでの伴走支援に加え、コミュニティ・スクールシンポジウムを開催し、市全体の方向性を共有するとともに、学校と地域がともに歩む機運を高める契機とする。 【青少年育成課】 地域学校協働活動推進員の活動時間が目標を大きく上回った。	【指導課】 これまでの伴走支援に加え、コミュニティ・スクールシンポジウムを開催し、市全体の方向性を共有するとともに、学校と地域がともに歩む機運を高める契機とする。 【青少年育成課】 地域学校協働活動推進員の活動時間が目標を大きく上回った。
4	2	55	(1)	地域での相談体制・協力体制の整備	地域でこどもサポートや地域子育て支援センターにおいて、地域住民との連携や子育て支援への協力体制の整備を行うことで、身近な地域において子育ての相談ができる体制や、互いに助け合える環境を創出します。	こども家庭課	乳幼児、妊婦、子育て中の家族	地域でこどもサポート、地域子育て支援センターにおける相談支援、地域住民との連携	子育て支援拠点の交流の場だけでなく、相談可能な場であることを周知している。また地域の住民は、子育てサポーターや講師として、育児教室等イベントに参加していただき、つながることができた。（地域でこどもサポート相談件数延：15、887人 地域子育て支援センターの延：17、348人）	A	子育て支援拠点の設置後、相談できる場として周知を行っており、気軽に相談できる体制が整ってきている。子育てサポーターに、地域でこどもサポートのイベントに参加していただくことで、地域の方との交流が進み、身近な存在になってきている。	引き続き、子育て支援拠点の周知及び地域との交流に努める。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	2	56	(1)	子育てサポーター等の養成	子育てサポーター養成講座及び多胎産婦サポーター養成講座の開催や定期的な研修により、子育てサポーター等を育成し、地域の子育てに関する相談・支援を行います。	こども家庭課	全ての市民	子育てサポーター・多胎産婦サポーターの養成及び活動支援	子育てサポーター養成講座を開催し、サポーター数は54人となっている。毎年養成講座とステップアップ研修を行い、子育て支援に熱意のある方に、地域でサポートや母子保健事業において活動していただいた。	A	地域でサポートや母子保健事業において活動していただいた。令和7年度は新規の登録者はいなかったが、現在の登録者54人に活動していただいている。次年度も養成講座を開催しサポーターを増やす必要がある。	継続して、サポーター養成講座を実施する。また、既に活動しているサポーターのスキルアップのためのステップアップ講座を実施する。
4	2	57	(1)	子育て支援者のネットワークづくり	基幹型子育て支援センターが主催する各種会議の開催等により、子育て支援関係機関の連携強化を図るとともに、子育て支援者を対象とした研修を実施し、支援員の資質向上に取り組めます。	こども家庭課	地域の子育て支援者	子育てサポート研修、子育て支援者会議の運営	地域子育て支援センターの支援員を対象とした会議や研修会を、4回行った。会議や研修には、地域でサポートのスタッフも参加しており、地域毎に連携がとれるようグループワークなどを行った。	A	子育て支援のニーズは多様化しており、国の動向を踏まえながら、支援者のスキルアップを行う必要がある。	引き続き、会議や研修参加がしやすい時間帯などの環境づくりを進めながら、支援者のスキルの向上を図る。また、地域でサポートと地域子育て支援センターが連携することで、圏域ごとの取組みが深化するような研修会を実施する。
4	2	58	(1)	子育て当事者のネットワークづくり	地域子育て支援センターなど、子育てに対する負担感の緩和や仲間づくりに取り組む場を活用して、子育てサークル・子育てサロンを支援します。関連情報が対象者の多くに広がるよう、効果的な情報発信やグループ・個人のネットワーク化にも努めます。	こども家庭課	子育てサークル・子育てサロン関係者等	子育てサークル支援	子育てサークルが公共施設を使用する際に、登録制度に基づき、使用料を減額するなどの支援を行った。子育てサークル登録数16団体（前年度比5団体増）。サロン登録数5団体（前年度比1団体増）。	A	市ホームページや子育て支援拠点へのパンフレット配布などで情報提供しているが、今後も子育てサークル・子育てサロンの取組みを広げていく必要がある。	サークルやサロンの特徴を市民の方へに知っていただき、参加していただけるよう、今後も、効果的な周知方法を検討していく。
4	2	59	(1)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	こども・若者の多様性を尊重し、応援する社会機運を醸成するため、市民への意識啓発を行います。	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等の実施	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムin東広島として開催（会場参加者400人。アーカイブ視聴850回）。人権フェスティバルは、「インターネットと人権」をテーマに開催した。（来場者150人）	A	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催し、より魅力のある研修会が実施できた。	人権教育・人権啓発指導者研修会は、R8年度からはオンライン形式で実施。人権フェスティバルは「こどもの人権を守ろう」をテーマに実施予定。
4	2	59	(2)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	広く市民に対して、こどもの権利に関する啓発活動を行い、こどもたちの権利について理解を深めます。【2-1-17(3)再掲】	人権男女共同参画課	市民	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等の実施	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムin東広島として開催（会場参加者400人。アーカイブ視聴850回）。人権フェスティバルは、「インターネットと人権」をテーマに開催した。（来場者150人）	A	人権教育・人権啓発指導者研修会は、こども家庭課と共催し、より魅力のある研修会が実施できた。	人権教育・人権啓発指導者研修会は、R8年度からはオンライン形式で実施。人権フェスティバルは「こどもの人権を守ろう」をテーマに実施予定。
4	2	59	(3)	こどもまんなか社会に向けた機運醸成	広島県「こどもまんなか児童福祉月間」の取組み等、こどもと子育て家庭にやさしい取組みを推進します。	こども家庭課	市民	「こどもまんなか児童福祉月間」の取組等の推進	人権男女共同参画課と共催で「こどもまんなかアクション」リレーシンポジウムin東広島を開催するとともに、市内企業に対して、こどもと子育て家庭にやさしい取組みを推進する「こどもまんなか応援サポーター」の周知を行った。	A	こども・若者世代が子育てにポジティブな印象を抱けるよう、引き続き、こどもと子育て家庭にやさしい取組みを推進していく必要がある。	引き続き、市内企業・団体等に対して、「こどもまんなか応援サポーター」の周知を図る。また、取組事例を市ホームページに掲載する。
4	3	60	(1)	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世代向けの賃貸住宅（ひだまりハウス）を提供し、子育て世帯の良好な居住環境の確保と定住の促進を図ります。	保育課	子育て世代	良好な住宅環境の管理	良好な住環境を維持するため、適宜、修繕に努めた。	B	経年劣化の進行とともに、不具合箇所の増加が見込まれる。	定期的な点検等を通じて建物の状況を把握するとともに、故障等の発生時には、早急に対応していく。
4	3	60	(2)	子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	子育て世帯を含む住宅確保要配慮者がスムーズに住居を確保し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課	子育て世帯	居住支援協議会による施策の検討	【住宅課】 賃貸人と福祉関係団体との相互理解を深めることで、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や入居可能な物件の拡充を図り、安心して部屋を貸し借りできる居住支援体制の構築に向けた取り組みを進めるため、東広島市居住支援協議会を立ち上げ（R7.5.16）、東広島市居住支援協力不動産店登録制度を創設した。（R7.11.1） 【地域共生推進課】 住宅確保要配慮者及び居住支援事業に関する理解促進のためのセミナー実施や、不動産事業者との連携基盤の構築による円滑な情報共有・支援の実施を進めた。	B	【住宅課】 不動産業者の住宅確保要配慮者に対する民間住宅への円滑な入居等への協力を目的とする東広島市居住支援協力不動産店制度には現在8社（11店舗）が登録しているが、円滑な入居等を促進するため加盟登録店を増やす必要がある。 【地域共生推進課】 不動産事業者の理解の促進と市と不動産事業者等との接点の拡大により、従前より円滑な連携が図られている。一方、実際の入居受入れは限定的であり、安定した支援体制の構築が必要。	【住宅課】 東広島市内には100社以上の不動産業者が存在しているが、大半は売買を専門とする業者である。賃貸仲介を主業務とする業者数（店舗数）を正確に把握することはできないが、昨年度の登録業者数と同じ8社を新規登録目標とする。 【地域共生推進課】 不動産事業者等との安定した支援体制の構築のため、引き続き事業に関する啓発や定期的な情報共有により連携を強化する。
4	3	61	(1)	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒が自分の身を守る意識を高められるよう、教職員または警察署等の外部講師による交通安全教室を開催します。	保育課 指導課	保育所等入所児童 児童・生徒	交通安全教室の実施	【保育課】 各保育所等において、交通安全教室を実施した。 【指導課】 小・中学校入学年次の児童生徒を対象とした交通安全教室や、第4学年を対象とした自転車教室を実施した。	B	【保育課】 乳幼児期から交通安全についての啓発を行う必要がある。 【指導課】 交通事故が継続して発生していることから、児童生徒の安全に対する認識が一層高まるよう、交通安全教室等の内容を充実させていく必要がある。	【保育課】 交通安全に関する知識や基本的な行動習慣を身につける機会として、交通安全教室を継続していく。 【指導課】 各校の実態に応じた交通安全教室が実施できるよう、地域のボランティアや警察、関係課と連携し、各校に対して情報発信を行っていく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	3	61	(2)	安全教育の推進	保育所・幼稚園等や小中学校の幼児・児童・生徒を対象に、連れ去り防止・薬物乱用防止、非行・被害防止対策、インターネットの適正利用等を目的とした講座や教室を開催します。	保育課 指導課	保育所等入所児童 児童・生徒	犯罪被害防止のための意識啓発	【保育課】 保育所では、毎月、不審者対応訓練を実施するとともに、「いかのおすし」を活用した防犯指導を日常的に行い、幼児期から自分の身を守る意識の育成を図った。 【指導課】 学校では、薬物乱用防止や喫煙防止、SNS・インターネットの適正利用、防犯教育（いかのおすし）などの安全教育を実施した。また、特別活動や道徳科において安全・規範・健康に関する意識の育成を図るとともに、警察や専門講師、スクールガード・リーダーと連携した指導や、日常的な声かけを通して、その意識の定着を図った。	A	【保育課】 保育所では、不審者対応訓練や日常的な防犯指導により、自分の身を守る意識を育む取組が継続的に行われている。 一方で、年齢や発達段階により理解や行動に差が見られることから、年齢や発達に応じた指導内容の工夫や、家庭と連携した継続的な働きかけを行い、日常生活の中で自分の身を守る行動が自然に取れるような力の定着を図る必要がある。 【指導課】 実例を用いた指導により、児童生徒が安全や危険を「自分事」として捉える機会を設けている。一方で、SNSの利用に関する問題は深刻であり、学校での指導だけでは対応が難しい。SNSの利用を含む生活習慣については家庭環境の影響が大きいため、家庭との連携が不可欠である。	【保育課】 年齢や発達段階に応じて指導内容をより分かりやすいものとし、遊びや日常生活の場面に取り入れた実践的な指導を充実させる。 【指導課】 特別活動や道徳科を通して、薬物・喫煙防止、SNS・インターネットの適正利用、防犯・被害防止について学ぶ際には、身近な事例を基に考え、話し合う活動を通して、正しく判断し行動する力を育成するとともに、ルールやマナー、思いやりの心を日常生活に生かそうとする意識を高める。
4	3	61	(3)	安全教育の推進	市民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践することで、被害者にも加害者にもならないよう、積極的に啓発活動を行います。	危機管理課	市民	交通安全運動期間中の啓発活動の実施	警察や関係団体と連携し、各季の交通安全運動期間中などに、街頭でチラシや反射材などのグッズを配布し、また、広報車による街頭広報活動を行うなど、交通事故のない社会の実現に向けて啓発活動を実施した。	B	交通安全についての啓発活動や教育活動は、すぐに効果が表れるものではなく、継続して実施していく必要がある。	関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、幼少期からの交通安全教育を継続して実施する。
4	3	61	(4)	安全教育の推進	通学時等の歩行や自転車の乗り方などについて啓発を行うため、市内の小中学校をはじめ、保育所・幼稚園等からの依頼に応じて、交通指導員を派遣し交通安全教室を実施します。	危機管理課	市民	年間を通じた交通安全教室の開催	幼稚園、保育所、小中学校に交通指導員を派遣して、反射グッズや自転車安全教室の冊子を配布し、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方などについての交通安全教室を実施した。また、小中学校の通学路に交通指導員を配置し、登校時間帯に交通安全指導を実施した。	B	交通安全についての啓発活動や教育活動は、すぐに効果が表れるものではなく、継続して実施していく必要がある。	関係機関との連携を強化し、様々な機会を通じて啓発活動を行うとともに、幼少期からの交通安全教育を継続して実施する。
4	3	61	(5)	安全教育の推進	自らと他者の安全を確保する知識を学び、自助・共助の意識を高めるため、防災講座や防災訓練を実施します。	危機管理課	市民	防災講座、防災訓練の実施	学校や地域、団体などを対象に防災講座や防災訓練を実施した。	A	自助・共助の意識向上のためには、若年層への啓発が重要である。	子育て世代への防災用品の配布や体験型の防災イベントを実施し、防災意識の向上に努める。
4	3	62	(1)	こども・若者を守る仕組みづくり	通学路の安全確保に向けて、学校と県、警察署など関係機関の協議調整の場として、「通学路安全推進会議」を開催し、各機関が合同で危険箇所等の点検・改善を図ります。	教育総務課	通学路	通学路安全推進会議の開催 通学路危険箇所等の点検・改善	学校、警察、道路管理者など関係機関との各会議および合同点検を実施した	A	取組により改善された危険箇所がある一方で道路用地等の要因により、改善が図れていないものもある。	引き続き各会議・合同点検を行い、危険箇所の改善に努める。
4	3	62	(2)	こども・若者を守る仕組みづくり	虐待防止ネットワークによる相談支援、関係機関との連携を推進します。	こども家庭課 指導課	市民・関係機関	虐待防止ネットワークによる相談支援、関係機関との連携	【こども家庭課】 要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が当該児童に関する考え方を共有するとともに、適切な連携の下で対応を行った。 【指導課】 虐待通告があった場合には、関係機関と速やかに連携し、児童生徒の安全を守る取組を行った。また、年2回以上、指導課による学校訪問を実施し、その際、虐待等により心配される家庭についての情報交換や、虐待通告時の注意点の周知等を行った。	A	【こども家庭課】 関係機関の連携強化による児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止が必要である。 【指導課】 関係機関と速やかに連携を図ることができている。	【こども家庭課】 関係機関とより一層の連携を行い、適切なタイミングでの情報連携及びケースごとの原因分析に基づき、きめ細かな支援を行う。 【指導課】 関係機関の介入が効果的に働き、迅速に状況改善が図られるよう、相談二課があった場合には、速やかに連携を行う。
4	3	62	(3)	こども・若者を守る仕組みづくり	小中学校や保育所・幼稚園等において、防犯設備の充実等により、こどもの安全確保を図ります。	保育課 教育総務課	保育所・幼稚園等 小中学校	防犯設備の充実	【保育課】 園舎の建替え・大規模改修に合わせて、オートロックや防犯カメラの設置を行った。 【教育総務課】 校舎の長寿命化改良等の工事に伴い、不審者対策として防犯カメラの設置を行った。	A	【保育課】 防犯意識の高まりとともに保護者からの要望も増えているが、一斉配備は難しい。 【教育総務課】 防犯カメラの急激な設置数増は難しい。	【保育課】 工事に合わせて計画的に設置を進めるほか、簡易な手法で対応可能な案件は個別に対応する。 【教育総務課】 校舎の長寿命化改良等の工事に伴い、防犯カメラの設置を進める。
4	3	62	(4)	こども・若者を守る仕組みづくり	小中学校の通学路に防犯灯を設置し、事故や犯罪に遭わない環境づくりを進めます。	危機管理課	通学路	防犯灯の設置	市立の小中学校からの要望に基づき、通学路に防犯灯を設置して事故や事件に遭わない環境づくりに努めた。	A	要望された防犯灯は概ね設置しているが、通学路の見直しなどにより毎年多くの設置要望があり計画的な設置が難しい。	学校からの要望の傾向などから今後の見通しを立てるよう努める。
4	3	62	(5)	こども・若者を守る仕組みづくり	子育て世代が災害時の避難に躊躇することがないよう、避難所の環境改善を図ります。	危機管理課	子育て世帯	避難所の環境改善	ミルクやオムツ、プライバシー保護のためのパーティションの備蓄などを進め、避難所の環境改善に努めた。	A	避難所の環境改善のためには、防災講座などでの意見等を参考に、必要となる備蓄品目の選定を行い、備蓄を行っていく必要がある。	引き続き、適切な備蓄品目の選定、必要数量の確保を行っていく。
4	3	62	(6)	こども・若者を守る仕組みづくり	こどもの頃から、スマートフォンやインターネットを使用する機会が多くなっている中、消費生活問題や詐欺等の犯罪から身を守ることにについて注意喚起に努めるとともに、情報教育を充実します。	指導課	児童・生徒	情報教育の推進	非行防止教室の講師として、少年育成官やスクールガード・リーダーが各学校を訪問し、正しいスマートフォン等の使い方について指導するなど、犯罪防止の取組を実施した。また、情報モラル教育に関する資料や情報等を、指導課から各小・中学校へ提供した。	B	SNS等を介したトラブルは、依然として発生している状況にある。スマートフォンやSNS等の正しい使い方について啓発を行い、犯罪の加害者にも被害者にもならないための指導を、関係機関と連携しながら継続的に実施していく必要がある。	引き続き、スクールガード・リーダーの派遣等を通じて、非行防止教室等における指導を行っていく。また、情報モラルをテーマとした研修を実施するとともに、ポータルサイトを活用して情報提供を行う。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
4	3	62	(7)	こども・若者を守る仕組づくり	こどもが安心・安全に過ごすことができる環境づくりのため、地域団体等と連携して見守り巡視などを実施します。	青少年育成課	児童・生徒	青少年指導員による見守り	青少年指導員が、商業施設等を中心に市内各地域を巡回し、青少年への声かけ活動を行った。	B	巡回回数は目標値に達しなかったが、巡回時において青少年への声かけを積極的に行った。	引き続き、日常的な見守り、声かけを行うことで、地域の大人と青少年の「顔の見える関係づくり」を行う。
4	3	63	(1)	こども・若者の居場所づくり	すべてのこどもたちが安心・安全に利用できるよう、下見学生街地区地区計画区域内で整備予定の公園ヘインクルーシブ遊具の整備を検討するとともに、その他の公園についても遊具の整備を含めて適切な施設の更新及び維持管理を行います。	都市整備課	公園	公園へのインクルーシブ遊具の整備維持管理	広大・自治協等と、希少生物の取り扱いや、ため池の在り方について協議中。	C	広大・自治協等と、これら希少生物の取り扱いや、ため池の在り方について協議を進めている最中である。	協議の結果に基づき、地区計画内で公園の整備と位置付けているものの取り扱いなども検討していく。
4	3	63	(2)	こども・若者の居場所づくり	こどもたちの放課後の遊び場として、小学校の校庭開放を行います。	教育総務課	小学校	放課後の校庭開放	学校体育施設開放事業で使用していないときに校庭の開放を行った。	A	学校体育施設開放事業で使用しているときでも遊びにくくもがける。	遊びに来たこどもに対して学校体育施設開放事業で使用している人たちの邪魔にならないように遊ぶよう声掛けを行っていく。
4	3	63	(3)	こども・若者の居場所づくり	民生委員児童委員や見守りサポーター、地元企業等との連携により、地域の見守り活動や支え合い活動、居場所づくりの活動を促進します。【4-1-52(1)再掲】	地域共生推進課	市民	民生委員児童委員、見守りサポーターによる見守り・支えあい・居場所づくり活動の促進	民生委員児童委員、見守りサポーターを対象に行った研修会で、見守り・支えあい・居場所づくり活動についての方法や活動事例の報告を行い、活動促進を図った。	A	見守り・支えあい・居場所づくり活動の取組みをさらに広めていく。	研修会などを通じて、継続的に普及啓発活動を進めていく。
4	3	63	(4)	こども・若者の居場所づくり	放課後子供教室やスポーツ・文化活動・体験活動や交流活動等を促進します。【4-1-52(2)再掲】	青少年育成課	児童	放課後子供教室の実施	放課後などの時間帯に、地域ボランティアが学校と連携し、子どもたちが学習や体験活動をしたり、安心して過ごせる居場所づくりをする放課後子供教室の取組を支援した。	B	教室設置数は、R6 16教室だったが、R7 17教室となり、1教室増加した。 核となるスタッフに教室運営の余力がなくなったという理由で教室の休止をする地域がある一方で（1教室）、新規に教室を立上をする地域もある（2教室）。	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の仕組みを使って、こどもをみんなで育てようという「共生・共育」の気運を育てながら、新規教室の立上支援を行う。また、各教室の地域ボランティアの自主性を尊重しながら、既存教室運営継続の伴走支援を行う。
4	3	63	(5)	こども・若者の居場所づくり	放課後児童クラブでは、異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進します。【4-1-52(3)再掲】	青少年育成課	児童	放課後児童クラブの運営	異学年による主体的な遊びや集団生活を通じた学びを促進し、放課後のこどもの居場所づくりを推進した。	B	これまでの「こどもにとって安心安全な居場所」づくりから「こどもが主体的に遊び・学び・育つ環境を見守り、支援する場」への転換が必要である。	支援員に対し、「こどもの居場所」としての見守り支援の啓発や講習を行う。
4	3	63	(6)	こども・若者の居場所づくり	地域（こども）食堂の活動の輪を広げるための支援や食堂同士の交流を促す取組みを行います。	地域共生推進課	地域（こども）食堂	地域（こども）食堂の支援、食堂同士の交流促進	地域（こども）食堂の運営や立ち上げに関する支援や、地域（こども）食堂同士のネットワークを強化する交流会の実施により、各食堂や関係機関との連携を強化した。	A	立ち上げ支援やネットワーク強化については連携基盤が構築されつつある。一方で、地域（こども）食堂の継続的な運営体制の構築に課題がある。	各地域（こども）食堂の収支の健全化や事業の承継について支援・啓発を進める。
4	3	63	(7)	こども・若者の居場所づくり	児童青少年センターを居場所として児童青少年に親しんでもらえるよう、管理運営します。	青少年育成課	児童・生徒	児童青少年センターの管理運営	児童青少年が気軽に利用できる、学び・遊び・安心して過ごせる場を提供するため、児童青少年センターの管理・運営を行った。	A	近年の利用状況や利用者ニーズの変化に応じた開館日・開館時間を検討する必要がある。	令和8年度から、西条・高屋センターともに利用ニーズの高い曜日・時間帯に開館日・開館時間を変更する。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

【基本目標5】 こども・若者の健やかな成長と自立への支援の充実

- ＜目指す姿＞
- すべてのこども・若者の個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができています。
 - こども・若者が、働くことをや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができています。
 - こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できています。

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	64	(1)	家庭教育支援の推進	地域子育て支援センター等において、親が子育てを学ぶ場を講座等により提供します。また、講座の開催情報がより多くの子育て家庭に伝わるよう積極的に周知します。	こども家庭課	保護者	地域子育て支援センターでの子育てに関する講座等の実施	子育て関連の講座について、市民ポータルサイトやホームページ等により周知を行い、各センターにおいて月1回以上の講座を開催した。	A	講座開催の情報が、より多くの子育て親子等に伝わるよう、積極的に周知を行う必要がある。	引き続き、市民ポータルサイトやホームページ等を活用した周知を行う。
5	1	64	(2)	家庭教育支援の推進	子育て講座を実施し、共通体験を通して、親子のふれあいのきっかけをつくるとともに、実施内容を工夫し、こどもの興味や関心についての理解を深める機会を提供します。多くの親子に参加を呼びかけ、参加機会の公平化に努めます。	こども家庭課	乳幼児と保護者	親子で参加できる講座の実施	地域でますますサポートや地域子育て支援センター、ひろば型子育て支援拠点において、各々の特色を活かした子育て講座を開催し、計4,348組、延10,333人の参加があった。	A	子育て支援拠点の利用者が増加するよう、各施設が参加者のニーズを把握した上で、講座を実施をすることができた。	参加者アンケートや参加者数を評価し、開催内容や時期などを検討し、より身近な施設になるよう講座を企画・実施していく。
5	1	64	(3)	家庭教育支援の推進	乳幼児を持つ保護者に対して、医療従事者による「いきいき子育て講座」を実施し、こどもの病気に対する保護者の不安の払拭を図るとともに、家庭看護力の醸成を図ります。	こども家庭課	乳幼児の保護者	医師による子どもの病気や看護についての講座の実施	小児科医師による「子育て講座」を実施し、子どもの病気や適正受診についての学習会を設けた。（4回：34組参加）	A	毎年4か所の地域子育て支援拠点において順番に「子育て講座」を開催している。子どもの病気や適正受診についての普及啓発を行っている。	こどもの病気に対する保護者の不安が大きいため、小児科医による講座を継続的に実施していく。
5	1	64	(4)	家庭教育支援の推進	「親の力をまなびあう学習プログラム」を活用し、こどもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催することにより、家庭教育を支援します。また、講座のファシリテーターを養成するため、研修会や養成講座を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図ります。	生涯学習課	市民	参加体験型学習プログラムの開催	「親の力」をまなびあう学習プログラムを活用し、子どもの成長段階に応じた子育て応援講座を開催した。また、進行役を務めるファシリテーターの養成講座を実施した。	A	毎年、養成講座を実施しており、少しずつ「親プロ」ファシリテーターの登録者は増えているものの、講座を主導して実施できるメインファシリテーターの数が少ない。	ファシリテーターの資格取得後、速やかに、講座の見学→サブファシリテーターで講座を実施→メインファシリテーターで講座を実施、という流れを構築していく。
5	1	64	(5)	家庭教育支援の推進	生涯学習まちづくり出前講座、生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供します。また、広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、講座の周知を図ります。	生涯学習課	市民	家庭教育支援（家庭教育の知識や技術の向上、世代間交流、子育て支援環境づくり）に関する講座の実施	生涯学習まちづくり出前講座や主催講座、生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施し、親が子育てについて学ぶ機会を提供した。	B	各生涯学習センター等で家庭教育支援に関する講座を実施	広く市民に活用してもらえるよう、様々な手法を用いて、広報を実施する。
5	1	64	(6)	家庭教育支援の推進	乳幼児からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を実施し、絵本と出会う機会の提供、家庭・地域での読み聞かせの実践を推進します。	生涯学習課 こども家庭課	乳幼児・保護者、ブックデビューを支援したい人	絵本と出会う機会の提供	【生涯学習課】 妊娠期からの言葉がけの大切さを伝える「ブックデビュー講座」を、市民と協働し、実施した。 【こども家庭課】 地域の支援者と共に、地域でますますサポート等において、ブックデビュー講座を行った。	A	【生涯学習課】 ブックデビュー講座を実施するクルーの人材不足が課題となっている。 【こども家庭課】 乳幼児への言葉がけの大切さを伝えるため、「ブックデビュー講座」の実施を広げていく必要がある。	【生涯学習課】 人材不足を解消するため研修会を実施し、多くの人に参加してもらえるよう周知を図る。 【こども家庭課】 地域でますますサポートの他、地域子育て支援センターにおいてもブックデビュー講座を実施していく。
5	1	65	(1)	読書活動の推進	本を紹介するブックトークやブックリストを充実させるとともに、関係機関と連携し、本の読み聞かせや紹介を行うなど、こどもが本と出会う機会を提供します。	生涯学習課	こどもとその保護者 ボランティア 保育所・幼稚園等、小中学校、実施機関	読書活動の啓発 すすくサポート、保育所等、小中学校での読書活動の推進	多様なテーマ、対象年齢別のおはなし会を実施したほか、保育所や子育て支援センターでの「出張おはなし会」など関係機関と連携した取り組みを実施。また、HPや市民ポータルサイトのセグメント配信を活用し、関連行事等を積極的に発信。こどもが本と出会う機会を地域全体で継続的に創出。	A	本に親しむための行事としてボランティア団体の協力による来館者への読み聞かせを実施している。加えて出張おはなし会、ブックリスト提供、HP・ポータルでの発信を通じ、地域全体で本と出会う機会を創出している。今後はリストの効果的な活用と、中学生への継続的な読書支援が課題。	ブックリストは引き続き館内の特設展示や学校等、関係機関での直接配布を通じて、利用者が手に取る機会を増やす。中学生に対してはブックリストと連動した図書セットの提供、参加型のPOP展示等で読書意欲を喚起する。これらの紙媒体や実空間を活かした取り組みにより、地域全体で継続的な読書支援を進める。
5	1	65	(2)	読書活動の推進	学校司書の連絡会議等で、各校で実施する本に親しむためのイベントについての情報交換を行うなど、読書の習慣化を図るための支援を行います。	指導課	学校司書、学校図書館担当者	学校間の取組の紹介等	学校図書館担当者研修会を1回、学校司書連絡会議を4回実施し、児童生徒が学校図書館を積極的に利用する取組や、本を活用した授業の実践例を共有した。	A	教員と学校司書の連携の在り方や学校ごとに取組の差がある。	読書率の向上と司書教諭・学校司書の連携に重点を置き、研修や連絡協議会で好事例を共有することで、各校の取組の活性化を図る。
5	1	65	(3)	読書活動の推進	本を活用する力を育成するなど、主体的な読書活動を推進するための支援を行います。また、主体的に学ぶきっかけをつくったり、参加型の展示などを企画したりするなど、継続的な読書を行うための支援に取り組みます。	生涯学習課	児童・生徒	本を活用する力の育成	中央図書館では図書館の本を利用した調べる学習コンクールを開催。高屋情報ラウンジでは東広島市との共催で「ほんのれん」・ひとはこ本棚実施。図書館活用の導入の働きかけを実施。	A	図書館を使った調べる学習コンクール及び、のん太の学び場のイベント日程が重なった影響からか、ほんのれんの参加人数が少ない会があったため、各館でイベント日程の事前調整を行う必要がある。	関係機関と連携し、行事の充実、参加を呼び掛ける広報活動の方法の充実を行う。
5	1	65	(4)	読書活動の推進	読書の成果を発信する機会を設けるなど、読書の輪を広げる機会を提供します。また、蔵書の充実など図書館環境改善に努めます。	生涯学習課 指導課	児童・生徒	蔵書の充実 読書の成果を発信する機会の提供	【生涯学習課】 電子図書館について、複数人アクセス可能なコンテンツを導入。タブレットを活用した読書推進を行った。また推薦図書リストの作成やボランティアの充実のため、「こどもと本をつなぐ会」を実施。加えて小学校の研修で電子図書館とデジタルアーカイブの利用説明を行った。 【指導課】 学校の授業において、本を活用して作成した作品を市立図書館に展示し、読書の成果を発信する機会を提供した。昨年度は計44回展示した。併せて計画的に除籍を行い、新しい情報の蔵書を充実させた。	B	【生涯学習課】 学校図書館関係者及び、ボランティアと更なる連携を深め、活動を実施・継続する事が必要。併せて、電子図書館コンテンツの更なる充実が必要。 【指導課】 蔵書構成や利用状況に応じて計画的に除籍を行った。全学校の蔵書率が100%以上ではないので、蔵書率を上げていく必要がある。	【生涯学習課】 電子図書・デジタルアーカイブを対象とした出前授業の実施や、市内の小学校の全児童へ電子図書館のIDを付与し、授業で電子図書を使っていただくなど、読書活動推進の新しい形の実現を図る。 【指導課】 除籍を行う際、計画的な除籍冊数の調整と買い替えを行う。市立図書館への展示に参加できていない学校に積極的に呼びかける。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	66	(1)	食育の推進	「若い世代からの健康講座」や「すくすく相談会」等を通して、アレルギー等健康問題について、継続的な普及啓発を行います。	医療保健課 こども家庭課	概ね40歳代までの市民 妊婦・子育て中の保護者	若い世代からの健康講座 保育所保護者向け食育講座 すくすく相談会 離乳食教室等	【医療保健課】 「若い世代からの健康講座」及び「保育所保護者向け食育講座」を開催し、食育、骨粗鬆症予防、運動、生活習慣病予防等のテーマにより集団指導及び個別相談を実施した。 （「若い世代からの健康講座」目標：10回 実績：18回、「保育所保護者向け食育講座」目標：10回 実績：10回） 【こども家庭課】 すくすく相談（育児相談）を各圏域の地域すくすくサポートで実施し、個別の相談に対応した。また、離乳食教室を開催し、アレルギーについて情報提供を行った。	A	【医療保健課】 各講座で目標実施回数を達成することができ、多数の対象者への啓発につながった。 「若い世代からの健康講座」：骨粗鬆症予防をテーマにした講座では、骨密度測定を実施し、参加者の約4割が判定結果「やや悪い～悪い」、約9割がカルシウム摂取不足であった。【保育所保護者向け食育講座】：参加者への講座後アンケートでは、現在健康づくりで意識していること・取り組んでいることは「食事」が最も多く、「運動」と回答した人は少なかった。 【こども家庭課】 すくすく相談（育児相談）に栄養士を配置し、年間を通して身近な圏域で相談対応ができる体制を整えている。またこども家庭課の栄養士も、適時相談対応を行っている。	【医療保健課】 産後女性の骨密度低下という健康課題に対応するため、「若い世代からの健康講座」はテーマを骨粗鬆症予防（ママのための骨密度測定会）のみに精選し、子育て支援センターでの事業実施を継続する。 「保育所保護者向け食育講座」を継続し、望ましい食生活の重要性を啓発する。なお、若い世代は食生活だけでなく、運動や身体活動における課題があることから、テーマを拡充し、食育・運動の選択制として実施する。 【こども家庭課】 アレルギー相談に対応できるように、こども家庭課やすくすく相談会（育児相談）に栄養士を配置し、相談対応を継続していく。
5	1	66	(2)	食育の推進	離乳食教室（モグモグ教室）や母子栄養相談事業（親子クッキング教室）の実施などにより、保護者や市民を対象に、食の大切さについて啓発します。	こども家庭課	妊婦・子育て中の保護者	妊娠期・離乳期・幼児期に必要な食に関する体験型の教室の実施	離乳食各期における教室の実施やすくすくルームによる個別支援により、きめ細やかな相談支援を行った。動画の活用を行い、保護者が具体的なイメージを持ちやすいよう支援を行った。（初めての離乳食教室12回 167組、モグモグ教室8回 90組、カミカミ教室4回 51組、親子クッキング10回 37組）	A	初めての離乳食教室のニーズが高いため、前年度から2回教室の回数を増やし対応した。教室に参加していただくほか、個別で相談対応するケースが増えている。オンラインで動画を視聴してもらうオンラインのん太広場を開設しているが、令和7年度の視聴はなかった。	地域すくすくサポートで実施している体験型教室や動画の活用により、保護者が離乳食や幼児食について、具体的なイメージを持ちやすいように実施していく。
5	1	66	(3)	食育の推進	保育所（園）や幼稚園において、食育推進施設を設定し、重点的に食の大切さについて啓発します。	保育課	保育所等入所児童	野菜の収穫体験等、保育所等での食育推進	生産者の訪問、講師を招いた活動、地域と連携した活動、クッキング保育の充実等、各施設の参考となる取組を実施・発信した。（推進園よりは年4回発行）	A	施設の近くに生産者が少なく児童の訪問が難しい状況がある。実施内容をインスタグラム等で発信しているが、実施施設以外や家庭への啓発に繋がりにくい。	掲示物や保護者配信アプリの活用をし、啓発を強化する。保護者が参加できる活動を増やす。
5	1	66	(4)	食育の推進	保護者への給食だよりの発行など、各校において、児童・生徒の発達段階や生活実態に応じて食育の充実を図り、食の大切さについて啓発します。	学事課	小中学生 その保護者	給食だよりの発行	給食だよりは、年間計画に基づき、月ごとのテーマに沿って年11回発行し、共通した内容の啓発を行った。また、必要に応じて学校へ栄養教諭等を派遣するなど、各学校の実態に応じた食育を実施し、食の大切さについての啓発を行った。	A	計画どおり給食だよりの発行は行うことができたが、食の大切さについて家庭においても意識できるように、啓発内容の充実に向けて、引き続き工夫が求められる。	家庭で実践しやすい内容をより意識して掲載する。また、栄養教諭等と連携し、給食だよりのテーマや掲載内容について振り返りを行い、その結果を次年度の給食だより作成に生かす。
5	1	67	(1)	幼保小連携の推進	幼保小の円滑な接続へ向けた連携・交流ができるような体制の充実を目指して、幼稚園、保育所（園）、小学校等の関係者による意見交換や研修の機会を増やすとともに、公開保育参加施設の増加やモデル地域指定など幼保小連携・接続をさらに推進します。	保育課 指導課	保育士等 幼稚園教諭 小学校教諭	幼稚園、保育所（園）、小学校が連携した研修等の実施	【保育課・指導課】 市主催の幼保小連携担当者研修を年2回実施し、幼保小連携・接続の重要性や充実に向けた協議を行った。併せて、公開保育の継続・拡充や、幼保小連携・推進モデル地域での授業研究・カリキュラム見直しを通して、取組の普及を図った。さらに、幼保小連携特設講座の実施や、年長児保護者向けリーフレットの作成により、組織的な幼保小連携を推進した。	A	【保育課・指導課】 地域や園・所及び小学校によって、取組みに差がある。実態に応じた円滑な連携・接続のための体制整備を充実していく必要がある。また、幼保小連携について、更なる保護者理解が必要である。	【保育課・指導課】 年長児保護者、各園・所及び小学校に幼保小連携リーフレットを配布するとともに、リーフレットの内容を踏まえた幼保小連携セミナーを実施し、取組の充実を図る。
5	1	68	(1)	保育・幼児教育の充実	こどもの豊かな体験を育む教育・保育環境を構築し、教育・保育施設の魅力向上を図ります。	保育課	教育・保育施設に通う乳幼児	保育環境の整備 園内研修の充実	保護者や地域の協力を得ながら保育環境づくりをすることで、地域の子育て支援を促進するとともに、保護者の子育て力の向上を図った。併せて職員間のコミュニケーションを促すとともに、子どもを主体とした保育・教育を語り合う気運を醸成した。	B	事業の参加施設が固定化している。事業の意義や制度について、施設によって理解度に差がある。	保育環境づくりを公開で開催し、他施設職員間の交流や情報提供を行う。初めて取り組む施設を対象とした研修会を実施し横展開を図る。
5	1	68	(2)	保育・幼児教育の充実	安心してこどもを預けられる保育所（園）・幼稚園を目指し、保育士、幼稚園教諭の研修内容の充実を図るとともに、研修に参加しやすい開催方法を探るなどして、子育ての専門家として資質向上に努めます。	保育課	保育士等	保育士を対象とした研修の充実	各研修の実施により保育者の資質向上を支援した。（キャリアアップ研修14回、子育てサポート研修9回、保育コーディネーター養成講座4回、保育コーディネーターフォローアップ研修3回）	A	各研修の内容の充実を図るとともに、参加しやすい開催方法を検討していく必要がある。	各研修の内容を拡充するとともに、保育実践に結び付く研修の在り方を検討していく。また、オンライン開催等の検討や研修参加支援金等の活用を検討する。
5	1	68	(3)	保育・幼児教育の充実	こども主体の保育実践に向けた教育・保育の質向上の取組みを総合的に推進するための体制を整備します。	保育課	保育士等	こども主体の保育実践のための体制整備	スーパーバイザーや保育支援アドバイザー等の巡回相談により、乳幼児期に育みたい力や保育環境の在り方、子どもへの関わり方等を検討し、改善を図った。	B	各施設において教育・保育環境づくりは進んでいるが、内容や取組状況に差があり、施設全体としての質の底上げが課題となっている。	各施設が行う教育・保育環境づくり及び施設研修の実施を支援していく。また、巡回相談や研修の機会を活用し、具体的な実践事例の共有を進める。
5	1	69	(1)	保育ソーシャルワーカー巡回相談	特別な支援が必要な児童や、その保護者への対応をはじめ、保育施設内で困難に感じていることについて、幅広く相談支援を行うため、臨床心理士など専門的な知識を持った者を保育施設へ派遣し、保育士の相談に応じます。	保育課	保育士等	保育ソーシャルワーカー巡回相談	各施設状況やケースにあわせた方法で相談やアドバイスを受けられるよう保育ソーシャルワーカーを保育所等へ派遣し支援を行った。	A	継続的に派遣依頼があり、一定の効果が見られるものの、すべての施設のニーズに十分対応しきれていない。他のアドバイザー制度との区分の明確化と適切な情報発信が必要である	制度の区分を明確化、施設側のニーズと派遣内容が適切にマッチングできるよう、運用の見直しを行う。
5	1	70	(1)	未来の学び推進事業の実施	個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進します。	指導課	児童・生徒	主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善の推進	研究主任研修を3回、全教職員研修を1回実施するとともに、校内研修支援として43校に157回指導主事を派遣した。併せて、教育推進指定校6校による公開研究会や新規に、校内研修相互参加促進のための「校内研修シェアリング」を実施し、新しい学びのスタイルの普及と教員相互の学びを促進した。	A	市内では、個別最適な学びや探究的な学び等の試みが展開されている一方、学校間で取組に差が見られ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けては、さらなる取組が求められている。	研修の充実、教育推進指定校の研究会での公開授業、校内研修シェアリングの活用促進等、様々な機会をとらえ、好事例の共有化を図るとともに、各学校への指導・助言をさらに進める。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本目標	基本施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	1	70	(2)	未来の学び推進事業の実施	各教科等の学習を通じた国際理解、多文化共生の教育を推進するとともに、外国語指導助手を活用し、外国語の授業改善を推進することで、外国語によるコミュニケーションを図る資質・能力を向上させ、グローバルに活躍できる人材を育成します。	指導課	児童・生徒	国際理解・多文化共生教育の推進 外国語の授業改善	A L T を中学校に派遣する「English Challenge Day」を5回実施したほか、生徒とA L T とのオンライン英会話を年間2回実施した。また、留学生等を小・中学校各1校に派遣し、出前講座や交流活動を行うとともに、インドネシアの小・中学校との遠隔交流や、広島大学と連携した多文化共生をテーマとするオンライン学習を実施した。あわせて、市内小・中学校の外国語推進教員を対象とした合同研修を年間2回実施した。	B	アンケートで「外国の人と積極的にコミュニケーションを図りたい」と肯定的に回答した割合は、小学校で71.3%、中学校で64.2%であった。一方、市内中学校3年生でOEFR A1レベル相当以上の英語力を有する生徒は51.4%にとどまり、国の目標値（6割）には達していない。	令和8年度は、English Challenge Dayやオンラインによる学習・交流を継続するとともに、外国語担当者研修については、中学校担当教員を対象とした専門性向上の研修を1回、小・中学校担当教員合同による小中接続強化の研修を1回に再編する。また、中学校2校でAⅠ英会話アプリを活用した実証研究を行い、その成果を市内に普及する。
5	1	71	(1)	学びの施設の環境改善	学校施設について、適切な維持管理や長寿命化改修をはじめとした計画的な老朽化対策を実施します。また、防災の観点も含め、屋内運動場への空調調和設備の設置、トイレの洋式化などの環境整備を行います。	教育総務課	小・中学校	学校施設の維持管理 トイレの洋式化等の環境整備	川上小学校校舎長寿命化改良工事完成 屋内運動場への空調設備設置（下黒瀬小学校、龍王小学校、磯松中学校） トイレ洋式化（三永小学校、吉川小学校、高美が丘小学校、入野小学校、木谷小学校、高美が丘中学校、福富中学校）	A	計画通り実施できている。今後も校舎及び屋内運動場の長寿命化改良、屋内運動場の空調設備設置、各学校のトイレ洋式化を進めていく。	次年度も同様に関係部局、施行業者、学校等とスケジュール調整し、実行していく
5	1	72	(1)	学校における働き方改革の推進	教職員が本来担うべき業務に専念し、こどもと向き合う時間を確保できるよう、校務DXの推進や専門スタッフ等の人員配置の拡充等、働き方改革の取組みを推進します。	学事課 指導課 教育総務課	小・中学校教諭	教職員の働き方改革の推進	【学事課】 教職員の出勤簿を電子化し、押印を廃止した。学校における働き方改革取組方針を改定した。 【指導課】 ICT支援員を1名増員し、授業支援5名、環境整備6人役、計11人相当で、定期的な巡回訪問と学校の要望に応じた研修等を実施した。 【教育総務課】 クラウドサービスを活用したペーパーレス促進・テレワーク等の環境整備を進めた。	B	【学事課】 「子供と向き合う時間が確保されています」の肯定的評価が、小学校が79.4%、中学校が68.3%となり、目標値80%に近づいている。 【指導課】 Teams等の効率的な活用やデータ移動等の研修を実施し、校務のクラウド化を推進した。 【教育総務課】 ペーパーレス促進・テレワーク等の環境整備が一定程度進んだが、運用ルールの普及や制度設計が十分でない。	【学事課】 R8～10の改訂版「学校における働き方改革取組方針」の取組事項を実施または具体的に検討していく。 【指導課】 ICT支援員をさらに1名増員し、引き続き定期的な巡回訪問を行うとともに、校務のクラウド化や校務における生成AⅠの活用等、学校の要望に応じて柔軟な派遣を行うなど、支援を充実させる。 【教育総務課】 ペーパーレス促進・テレワーク等の環境整備とともに運用や制度の設計を進める。
5	1	73	(1)	こどもの健康・体力づくり	こどもの健康・体力づくりのきっかけをつくるため、地域の指導者とともに魅力あるイベント等を実施し、スポーツ活動の裾野拡大を図ります。【4-1-51再掲】	スポーツ振興課	児童・生徒	スポーツ活動に関するイベント等の実施	地元企業やトップアスリートと連携し、未経験者や初心者の児童・生徒を対象としたイベント合計10回実施する中で、スポーツの魅力や体を動かすことの楽しさを伝え、スポーツ活動の裾野拡大を図った。	A	特定の競技・種目に偏ることなく、様々なスポーツ活動に触れることができるよう、幅を広げることが重要である。	児童・生徒、また保護者のニーズを探りながら、新たな内容による裾野拡大を進める。
5	1	74	(1)	ICT関連知識の醸成	これからの社会に必要な情報活用能力を育成するために、1人1台端末をはじめとするI C T 機器等を効果的に活用した教育を推進します。	指導課	児童・生徒	I C T 機器	各学校の情報担当教員を対象としたGIGAスクール推進協議会を年間5回実施した。また、小・中学校の希望する教職員を対象に授業研究や講義・演習を行う「Let' s Try GIGA授業」を年間6回実施し、延べ101名が参加した。あわせて、情報教育担当による通信を年間22号発行した。	A	授業における1人1台端末の日常的な活用が進んだが、学校間格差や教員間格差が課題である。教員のニーズに応じた内容や参加しやすい方法の研修に改善する必要がある。	初心者から中級者を対象とし、機器やアプリの操作方法を中心とした演習型の研修を実施し、参加しやすいように1時間の内容にするとともに、対面及びオンラインを選択して参加できるようにする。
5	1	74	(2)	ICT関連知識の醸成	インターネットの危険性や安全な利用方法、情報モラル等の知識を身に付ける取組みを推進します。また、教科やセーフティ教室などで情報教育を進めます。	指導課	児童・生徒	情報教育の推進	小・中学校の希望する教職員を対象とした「Let' s Try GIGA授業」において、情報モラルをテーマとした授業研究及び講義・演習を実施した。また、教師用・学習者用ポータルサイトへの情報掲載や、学校の要望に応じたICT支援員派遣による研修を行った。	A	情報モラル等の知識習得に向け、研修の実施や活用可能なWebサイト・教材等の情報提供を行い、インターネット利用に伴う危険や事前の対策について多角的に取組を進めた。しかし、未然防止につながらず、トラブル発生後の対応となる事例も見られた。	情報モラルをテーマとした研修を継続して実施するとともに、ポータルサイトを活用して、未然防止につながるような情報提供を行うコーナーを充実させるなど、情報提供を細めに行う。
5	2	75	(1)	思春期健康教育	産科医協力の下、こども・若者に対して、妊娠、出産、子育てに関する思春期健康教育を実施し、いのちの大切さを考える機会をつくるとともに、将来の子育て家庭の養育力の向上を図ります。【1-1-6再掲】	こども家庭課	中学生・高校生・大学生等	思春期健康教育	市内の中・大学・日本語学校において、年代に応じた内容を実施。（中学校7校、高校1校、大学1校、日本語学校2校で実施）個別の健康教育を親子1組に行った。	A	中学校校長会で取り組みを説明したことにより、中学校の実施校数が3校から7校に増加した。思春期教育が少しずつ浸透してきている。	令和8年度は12校で実施予定。今後も学校等への丁寧な説明により、実施校を増やしていく。
5	2	76	(1)	キャリア教育の実施	児童生徒一人ひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために、授業等を通して必要な意欲・態度や能力を育てます。	指導課	児童・生徒	授業等を通したキャリア教育の実施	中学校では市内14校の中学校で職場体験学習を実施した。職場体験学習をした生徒の90%以上が「職場体験学習は、将来の進路や職業について考えるのに役立つ」と肯定的に捉えている。小学校においても、商品販売や開発等で地域の企業等と連携した学習を進めている学校もあった。	A	中学校の職場体験学習では、市内中心部の学校では生徒数増に伴い、受入事業所を新たに確保する必要があり、学校と地域、地域の企業が連携したキャリア教育の充実を図る必要がある。	小中学校におけるキャリア教育の充実に向け、商工会議所等と連携し、学校と企業が連携した取組について検討する。
5	2	77	(1)	青少年の主体的活動の推進	学校外の同世代の仲間とイベントの企画・実施などを通して様々な体験をすることができる場を提供することで、青少年の自己成長を促進します。	青少年育成課	中学生、高校生等	イベントの企画等様々な体験の場を提供する ゆうすCAMPの実施	中高生が自分たちで主体的にイベントを企画・運営する講座の実施や、ボランティア活動への参加を希望する中高生へボランティア活動の紹介、行政や団体等が行う青少年向け講座の紹介を行った。	A	講座を通じて、主体的に協働しながらイベント等を企画する経験を積んだ受講生が、講座を終えたあと実際の地域や社会等で自らの力を試せる場へのつながりができていない。	ターゲットである中高生が主体的に地域のフィールドで活動を展開できるよう、地域の社会教育に携わる社会教育士のマネジメントのもとで講座を実施するとともに、講座卒業生等の自主的な活動の企画実現のための伴走支援を行う体制の構築を検討する。
5	2	77	(2)	青少年の主体的活動の推進	青少年が生涯学習に参画するきっかけづくりや地域活動に主体的に取り組めるように講座等の工夫を行います。	生涯学習課	青少年	青少年が生涯学習に参画するきっかけづくり 各種講座の工夫	小学生を対象としたスペースクラブや、地域センターにおいて理系分野（科学研究や天体観察など）の主催講座を実施した。	A	本市の地域資源である天文台などを有効活用し、理系分野への興味関心をこどもたちに提供することはできているが、夏休みなどの長期休暇などに開催しないと参加者数が見込めないのが課題。	学校などと連携しつつ、こどもたちが参加しやすい環境づくりに努めるとともに、講座の内容面において随時工夫を検討していく。

東広島市こども計画 進捗管理表(令和7年度の取組に関する評価)

基本 目標	基本 施策	No	(No)	具体的な取組み	内容	担当課	対象（誰、何を）	事業内容、事業計画など （主な業務など）	R7年度の取組に関する評価			
									取組み概要	事業評価	現状と課題の分析	改善の具体的方法
5	2	78	(1)	若い世代のボランティア活動の活性化	保育所等で若い世代のボランティアを積極的に受け入れる体制を作り、様々な機会を提供するとともに、子育て支援者としての参加を促進します。【4-1-49再掲】	保育課	学生等	保育所等でのボランティアの受入	保育所で高校生等の保育体験を受け入れた。	A	引き続き、保育の質の向上及び保育士の負担軽減につながる若い世代の活動を推進していく必要がある。	各保育施設が若い世代の活動を積極的に受け入れる体制を必要に応じて支援していく。
5	2	79	(1)	起業・創業に向けた相談	東広島イノベーションラボミライノ+において、起業に関する相談、アイデアのブラッシュアップ、社会課題解決のためのソーシャルビジネス等、好きや得意を生かした現在・未来のキャリア選択やビジネスに関わる相談が出来る場所を提供します。	産業振興課	起業・創業を目指す若者	東広島イノベーションラボミライノ+における起業等に関する相談対応	ミライノ+において、プロジェクトの企画・運営に関連する相談や、ビジネスパートナー、支援機関等の紹介やマッチング等、個々の来館者に応じた対応を行った。 （イベントを含む来館者数 7,707人 うち、起業・創業等の相談件数 97件）	A	従来の相談業務や講座の開催等に加え、新たに、学生が企業のパートナーとなり、企業の課題を解決する共創プログラム（東広島チャレンジシップ-艦-）を実施し、次世代を担う人材の育成が図られた。	引き続き相談業務を継続し、若者や学生が参加しやすい講座の開催及び共創プログラムを実施する。
5	2	80	(1)	大学生等の市内企業への就職支援	仕事内容等に対する就職前と就職後のギャップによる早期離職を防ぐため、東広島雇用対策協議会において実施している大学生等の市内企業への就職支援において、大学生等の職場体験・インターンシップに取り組む企業を支援します。	産業振興課	市内企業	大学生の職場体験・インターンシップに取り組む企業への支援	インターンシップを実施する市内企業の伴走支援を実施した。（参加企業数22社、参加者数11名）	B	支援を受けた企業には好評であったが、参加した学生数が少なくすべての企業でインターンシップの受け入れができなかった。	企業と学生の事前交流会の開催など学生向けの周知方法、手段を改善し学生の参加を促す。
5	2	81	(1)	まなびなおし等の求職者支援の実施	求職者に対し就職に繋がる職業訓練の場を提供するとともに、就職支援員とハローワークとの連携による就職・再就職を支援します。	産業振興課	若者を含む求職者	職業訓練の場の提供 就職・再就職の支援	東広島職業訓練センターで、就職・再就職者向けの講座を実施（講座数10講座、受講者数51名） 受講者を対象に就職支援員とハローワークが連携し就職・再就職を支援（就職者数20名）	A	東広島職業訓練センターにおいて求職者に対する学び直しやスキル習得の機会を安定的に提供できている。また、就職支援員とハローワークの連携した就職支援により一定程度、訓練から就職につながる成果が見られる。 受講者数が定員に達していない講座があり、求人ニーズと合致していない可能性がある。	実施する講座の見直しを行いながら、受講者を増やし、就職につなげていく。
5	2	82	(1)	雇用労働対策・就業支援	若年無業者や女性再就職などの就業等の課題に対応するため、雇用情勢や求職者のニーズ等を踏まえた就業支援を行います。また、市内中小企業等の人手不足や雇用のミスマッチ等の解消に向けて、求職者支援と連携して、企業が多様な人材の確保や活躍等の支援を行います。	産業振興課	若者を含む求職者	雇用情勢や求職者のニーズを踏まえた就業支援	企業PR冊子による市内企業の魅力発信（掲載企業数14社）、小学生・保護者向け工場見学バスツアー（訪問企業3社、参加者数80名）などを実施し、市内企業の認知度向上を図った。	A	若者が市内企業に関心を持つきっかけとなる取組を実施することで、将来的な就業先として東広島市内の事業所を選択してもらう機会を創出している。	参加者アンケートなどの意見を参考に、事業効果のさらなる向上に向けて、内容をブラッシュアップしていく。
5	2	83	(1)	合同就職面接会等の開催	ハローワークと連携し、合同就職面接会を開催するなど、市内の中小企業の雇用の安定と市民等求職者の就労支援を行います。	産業振興課	若者を含む求職者	合同就職面接・説明会の開催	若者を含む求職者向けに合同企業説明会を開催（参加企業数21社、参加者数42人）	B	若者を含む求職者向けの合同企業説明会を開催し、一定のマッチング機会の創出が図られているが、市内中小企業の雇用安定に十分な効果を発揮するには、更なる参加促進が必要である。	若者層に効果的なSNSなど効果的な周知を行うなど、参加促進に向けた広報強化を図る。
5	3	84	(1)	こども・若者の意見表明の機会の確保	小中学校の道徳科や小学校の社会科、中学校の公民等の教育課程において、児童・生徒にこどもの権利の啓発を行うとともに、主体的に社会の形成に参画する姿勢を養います。	指導課	児童・生徒	教育課程を通したこどもの権利の啓発や主体的に社会の形成に参画する姿勢の養成	小学校では道徳科を中心に、子ども一人一人が尊重されることや、互いの違いを認め合うことなど、子どもの権利の理念に関わる内容を扱い、中学校においては、公民分野で基本的人権と個人の尊重を柱として、子どもの人権について理解を深める学習を行った。	B	小・中学校では、社会科の教育課程を通して、子どもの権利を含む基本的人権や、住民参加による地域づくりの重要性について指導しているが、児童生徒がそれらを自らの権利として体系的に捉えにくい面がある。	道徳科や社会科の授業に加え、特別活動等を通して校則づくりやより良い学校生活の方策を考える活動を行い、児童生徒が子どもの権利を自分事として捉え、将来にわたって社会に主体的に参画する姿勢を育む教育の充実を図る。
5	3	84	(2)	こども・若者の意見表明の機会の確保	校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものとの認識に立ち、校則の見直しを行う際には、こどもや保護者等の関係者からの意見聴取を行います。	指導課	児童・生徒	校則の見直しにおけるこども・保護者への意見聴取	小中学校では、児童会・生徒会や児童会集会・生徒総会等を通じて、児童・生徒の意見を把握した。加えて、意見箱の設置や学級・委員会での話し合いにより意見を収集し、整理・集約した内容を学校運営に反映した。校則については、学校や地域の実情を踏まえ、こどもの意見表明権を尊重しながら見直しを行った。	B	現在、児童・生徒が意見を表明する場は設けられている。校則については、社会状況の変化を踏まえた見直しとともに、寄せられた意見への学校の受け止めを、できる範囲で伝えていくことが大切である。そのため、児童・生徒が安心して意見を表明し、学校づくりへの参画を実感できる取組の充実が重要である。	児童・生徒の意見表明権を尊重し、児童会・生徒会や意見箱等を通じて意見を把握する。校則については、PTA等と連携し学校や地域の実情を踏まえて見直しを行い、校則の見直しを通して、こどもが主体的に学校づくりに参画する力の育成と、より良い教育環境の実現を図る。
5	3	84	(3)	こども・若者の意見表明の機会の確保	小・中・高校生を対象とした選挙啓発ポスターの募集や、出前講座等の実施を通じて、こども・若者の選挙への関心を高め、投票行動に結びつくように意識醸成を図ります。	選挙管理委員会事務局	小・中・高校生	選挙啓発ポスターの募集や出前講座等の実施	①選挙啓発ポスターの作品募集について、校長会を通じて周知を行った。②市内高等学校3校において出前講座を実施した。③市内3大学（広島国際大学、近畿大学、広島大学）の大学祭に出店した。	A	①応募作品数はR6年度と比較して17点増加した。②高等学校3校での実施した。③一般来場者として子どもの参加が見られ、模擬投票を体験してもらった。	引き続き校長会での周知を行う。
5	3	84	(4)	こども・若者の意見表明の機会の確保	こども・若者に関する市の施策について、こども・若者の意見を聴取し、施策に反映させる仕組みづくりを行います。	こども家庭課	こども・若者	市の施策へこども・若者の意見を反映させる仕組みづくり	子ども・子育て会議委員として、大学生委員2名を公募により委嘱した。また、高校生から若者世代を対象にした「こども・若者ワークショップ」を開催し、仕事と子育ての両立しやすい社会について意見を聞いた。	A	子ども・子育て会議への大学生委員の参画や、ワークショップ開催により、こども・若者の意見反映に取り組んだ。	高校生を対象としたこども・若者会議を新たに設置し、高校生年代の意見反映の仕組みを整える。また、こどもに関する計画を見直す際には、こどもへの意見聴取（パブリックコメント等）を行うよう、関係課と協議する。